

第四百十二回
会

参議院經濟・産業委員会會議録第十一号

平成十年五月十二日(火曜日)

午前九時一分開会

委員の異動

四月二十三日

辞任

補欠選任

清水 澄子君

鈴木 和美君

四月二十四日

辞任

補欠選任

阿部 正俊君

倉田 寛之君

四月二十七日

辞任

補欠選任

加藤 修一君

山下 栄一君

四月二十八日

辞任

補欠選任

山下 栄一君

加藤 修一君

五月十一日

辞任

補欠選任

斎藤 文夫君

山本 一太君

加藤 修一君

但馬 久美君

出席者は左のとおり。

委員長

吉村剛太郎君

理事

香掛 哲男君

畑 恵君

平田 耕一君

平田 健二君

梶原 敬義君

倉田 寛之君

中曾根弘文君

成瀬 守重君

西田 吉宏君

山本 一太君

委員

事務局側

常任委員会専門員

塩入 武三君

政府委員

通商産業大臣官房商務流通審議官

岩田 満泰君

通商産業大臣官房審議官

古田 肇君

通商産業省通商政策局次長

佐野 忠克君

通商産業省環境立地局長

並木 徹君

中小企業庁次長

中村 利雄君

建設省都市局長

木下 博夫君

本日

の会議に付した案件

○大規模小売店舗立地法案(内閣提出、衆議院送付)

○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(吉村剛太郎君) ただいまから経済・産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十三日、清水澄子君が委員を辞任され、その補欠として鈴木和美君が選任されました。

また、同二十四日、阿部正俊君が委員を辞任され、その補欠として倉田寛之君が選任されました。

また、昨十一日、加藤修一君及び斎藤文夫君が委員を辞任され、その補欠として但馬久美君及び山本一太君が選任されました。

○委員長(吉村剛太郎君) 大規模小売店舗立地法案及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。堀内通商産業大臣。

○国務大臣(堀内光雄君) 大規模小売店舗立地法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の小売業は、需要面ではモータリゼーションの急速な進展と消費者の生活様式の変化により、また供給面では新たな業態の急速な成長等を背景に、大きな構造的変化を遂げつつあります。こうした中、単に規模の経済を追求するよりも、魅力ある商業集積の構築や情報化・システム化を進めることが小売業の競争上重要になっております。

一方、周辺の地域住民を主要な顧客とし、地域密着性が高いという特徴を有する小売業が健全な発展を図るためには地域社会との融和が極めて重要であり、特に近年、大規模小売店舗の立地に伴う交通渋滞や騒音等の社会的問題への対応について要請が高まっております。

これを背景に、事業活動の調整を行う現行制度の限界が指摘されており、社会的問題に対応し、新たな実効性ある措置を講ずることが必要となつてきております。

以上のような観点から、大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のための適正な配慮を行うことを確保することにより、小売業の健全な発達を図るべく、店舗の新増設に際し、都道府県等が生活環境の保持の見地から意見を述べるための手続等を定めるとともに、その意見を反映させるための措置を講ずるため、今般、本法案を提案した次第であります。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、通商産業大臣は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について指針を定めることとしております。

第二に、大規模小売店舗の設置者が店舗を新増設する場合には、大規模小売店舗の施設の配置や運営方法等について都道府県等に届け出を行い、その内容を周知させる説明会を開催することとしております。

第三に、この届け出内容について、市町村、地域住民、事業者、商工会議所または商工会その他の団体等は都道府県等に意見を述べることができるとしてあります。都道府県等はこれらの意見に配慮するとともに、指針を勘案しつつ、大規模小売店舗の設置者に対し、その周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べることができるとしてあります。

第四に、これに対する大規模小売店舗の設置者の対応が都道府県等の意見を適正に反映しておらず、その周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難と認められるときは、都道府県等は、市町村の意見を聞き、指針を勘案しつつ、大規模小売店舗の設置者

に對し必要な措置をとるよう勧告できることとしたしております。さらに、正当な理由がなく設置者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるといたしております。

なお、このような新たな実効性ある制度が施行されることに伴い、現行の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律は、本法で廃止することとしております。

以上が本法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の地域の発展の中で、中心市街地は、文化、伝統をはぐくみ、経済社会活動を展開する街の顔であり、これまでも重要な役割を果たしてまいりました。こうした中心市街地は、今後とも、快適で利便性の高い生活空間として、また、人物、情報等の活発な交流による新たな経済活動の苗床として、豊かで活力ある地域経済社会の実現に大きく貢献することが期待されます。しかしながら、近年、車社会の進展、土地利用の効率化のおくれ、中心商店街の疲弊等を背景として中心市街地は空洞化が進行しつつあり、その再活性化は我が国が取り組むべき緊急の課題となっております。そして、この課題に取り組むに当たっては、土地区画整理事業や道路等の公共施設の整備と、中小小売業を初めとする商業の面的な振興のための施策をあわせて実施することが不可欠となっております。

以上のような観点から、中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善と商業等の活性化を車の両輪として関連施策を一体的に推進するため、今般、本法律案を提案した次第であります。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に向けた市町村及び事業者の取り組みに関する基本方針を定めることとしております。

第二に、市町村は、この基本方針に基づき、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化に向けた基本計画を作成することとしております。この基本計画には、本法律案に基づく措置を講じようとする中心市街地の位置及び区域、当該中心市街地において実施されるべき市街地の整備改善及び商業等の活性化のための事業の内容等を市町村が定めることとしております。

第三に、市町村の作成した基本計画に定められた中心市街地の整備改善等を促進するため、土地区画整理事業を活用した公共施設の整備促進、地域振興整備公団による施設等の整備、都市公園の地下駐車場の整備を円滑化する手続の特例、都市再開発資金貸付制度の拡充等の措置を講ずることとしております。

第四に、主務大臣の認定を受けた商業等の活性化のための特定事業計画及び中小小売業高度化事業計画について、これらの事業を促進するため、産業基金整備基金による債務保証等の実施、中小企業設備近代化資金貸し付けの特例、中小企業信用保険の特例、食品流通構造改善促進機構の業務の特例、道路運送法等の許可の特例、通信・放送機構の出資、課税の特例等の措置を講ずることとしております。

その他、国及び地方公共団体は、地域住民等の理解と協力を得るとともに、民間事業者の能力の活用を図るよう配慮し、また施策全般にわたり総合的かつ相互に連携を図ることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○山本一太君 自由民主党の山本一太でございます。

本日は、商分野のスペシャリストとして尊敬する同僚の平田耕一理事の御命令で交通・情報通信委員会から出向してまいりました。まだまだ深い勉強が足りない状況でございます。きょうは大変に困らせるような質問はございませんので、どうか御安心をいただきたいと思っております。

時間的な制約もございますので、大店立地法とそれから中心市街地活性化法につきまして、幾つか基本的な質問をこれからさせていただきます。思いますので、御答弁の方をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

まず最初の質問ですけれども、御存じのとおり、大店法という法律は非常に歴史の長い法律でございます。昭和四十八年だったと思っておりますけれども、もともとは百貨店法を前身としてこの法律が制定されたということでございまして、その非常に長い歴史の中で内外からいろんな批判にさらされてまいりました。御存じのとおり、そういう批判を受けて数回にわたり規制緩和を行ってきたわけでございます。特にアメリカ政府は、日米構造協議が始まって以来、この大店法は非常に悪法である、すなわち市場の自由な競争における需給調整措置ということ、もう一刻も早く撤廃をしろという要請をしてきておられることは大臣もう御存じのとおりでございます。

九八年のUSTR、米通商代表部の外国貿易障壁報告にも、「大店法は、「輸入製品の販売経路として最も可能性の高い大規模小売店の開業、拡張、及び営業を制限しており、」と書いてあります。あるいは「外国投資家及び輸出業者に対する障害となっている。」さらには、「日本の消費者の利益も損なっている。大規模店舗の営業を規制することによって、小売業の生産性低下及びコスト上昇を招くとともに、国内新規投資を妨げ、結果的に製品やサービスの選択の幅を狭め、

質の低下を招いている。」という、さんざんことが書いてあるわけでございます。

この問題で、近年アメリカは、これはWTO違反だ、違法だという主張をしているわけですが、先般の通産大臣の御発言の中に、万一本ネルが設置されるようなことになれば、どうも違法とされる可能性が高いというような話があったことは記憶に新しいところなんです。

最初にちょっとお聞きしたいんですが、こういう背景を受けて、今回の大店法の目的というのは先ほど大臣が趣旨説明の中でおっしゃった話だと思っておりますけれども、これは見方を変えたと、今の国際的な状況の中で、大店法で行ってきたような経済規制によるいわゆる大型店舗規制というものが時代の流れになかなか合わないということで、これを経済規制から社会規制とかあるいは環境面からの規制とかいうことに転換することによって、環境面というところと多分交通渋滞とかごみの廃棄の問題とか騒音の問題とか、そういうことだと思っております。いわば欧米型のグローバルスタンダードの実現を図る、こういうような側面もあるように感じられますが、その点についてまず通産大臣の御所見を伺えればと思っております。

○国務大臣(堀内光雄君) 委員の御指摘のように、今回の大型店に対する政府の政策の転換というものは、近年の小売業を取り巻く環境の変化にかんがみまして、現行大店法の限界を克服しようとするものであります。

第一に、現行大店法では立地の適否について判断する機能を有しておりません。また、都市計画体系等のゾーニング的手法の活用が不可欠になってきているというふうに思っております。

第二に、大型店の出店に伴う交通・環境問題に對して生活者としての住民の関心が高まっております。また、商業調整法たる大店法ではこういう周辺生活環境問題への関心にこれまた対応ができないわけでございます。

第三に、中小小売業の事業活動の機会の確保の観点からいいますと、経済構造改革、特に規制

緩和の流れの中で、大店法による大型店の出店抑制を継続するには限界がございます。また、地域と地域との間の集積競争が大変大きくなってまいりまして、大対中小というような、そういう対立の図式が崩れつつあるわけでもございます。

また第四番目には、これは先生の御指摘がありました、大店法を廃止すべきとの国内外からの指摘が存在しているということでもあります。これらの点を総合的に踏まえまして、新たな実効性のある制度を構築しようとしたものでございます。

なお、大型店の規制については、多くの欧米諸国においても、生活環境や都市計画の観点から、地方自治体が策定する計画に基づいて規制を行っているというものが多くございます。今般の我が国の政策転換は、御指摘のように、国際的にも広く採用されている考え方、グローバルスタンダードに沿うものと認識いたしているところでございます。

○山本一太君 今の大臣の御答弁で、今回の政策転換というものが小売業をめぐる世界的な情勢の変化に対応した大変タイムリーなものだという認識を改めて深めたわけでございますけれども、今大臣のお言葉の中にゾーニングという話がありました。そしてまた、特に欧米においても、ゾーニング的な手法あるいは社会・環境面からの大型店の規制というものが世界の潮流であるというようになお話があったわけでございますけれども、別の点からこういう指摘をする方もおります。

それは、例えばドイツとかフランスとかイタリアとかベルギーとか、そういうところの都市計画法といえますか法律は、よく内容を見てみると、いわば経済規制みたいな形できちんと中心市街地を守り、あるいは中小の商店を守っているのではないかと。すなわち、経済的な規制と社会・環境面の規制と両輪で進めていくのが実はグローバルスタンダードではないか、こういうような指摘もあるわけですが、まずこの議論というものが正確なのかという点が一つ。

それから、先ほども申し上げたとおり、当然今アメリカはこの問題については日本をターゲットにしているわけで、すなわち経済規制、需給調整みたいなことは決して受け入れられないという主張をしているわけなんですけれども、これはヨーロッパに対しては特にこういう話はありません。というところはすなわち、今大臣からもお話があったとおり、例えばイギリスとかドイツとかフランスとか、そこら辺で行われているゾーニング手法というのはこれは経済規制に当たらないと。これは社会・環境面からの規制であるのかという点です。

この二点について御見解を伺いたいと思います。○政府委員(古田肇君) お答え申し上げます。欧米諸国におきます大店関連の規制についての位置づけの御質問かと思うわけでございます。それぞれ各国いろいろな歴史的な事情でございますとか、土地利用に対する考え方でございますとか、差があるわけでございますけれども、例えば御指摘のあった米国について見ますと、地方自治体によるゾーニング制度により規制を行っておるわけでございますし、欧州におきましては、英国では都市田園計画法、ドイツでは建設法典と建設利用令によって、いずれも良好な都市環境の維持といった都市計画の観点から、地方自治体が計画を策定し、これに基づいて大型店についても規制を行っている、こういう実情にあるわけでございます。

それらの結果として大型店の出店が一定程度抑制されるということとは当然あり得るわけでございますが、この場合も既存の企業あるいは業者を保護するというようなことが目的ではございませんで、あくまで都市計画の観点から一定の地域における商業の機能、活動を維持するということを目的としているというふうに承知しておるわけでございます。

したがいまして、需給調整等によるいわゆる経済的規制とは趣旨、目的を異にするのではないかと

というふうに考えております。

○山本一太君 わかりました。今の御説明でいうと、やはり日本の場合とは違うということです。これはウルグアイ・ラウンド交渉のときもいろいろあったんですけれども、そこにこだわった理由は、海運であるとかあるいはオーディオビジュアルであるとか、日本とヨーロッパの立場が余り変わらないのに、ヨーロッパがきちっとした議論を立てて自分の立場を貫いたという例が幾つもあったものですから、その部分だけはきちっと導くということを一確認をしたかったということとがございまして、大変明確な説明をいただいたというふうに思っております。

次の質問をさせていただきますと思います。今回の政策パッケージ、大店立地法と中心市街地活性化法とそれから都市計画法の改正というもののなんですけれども、これは一番のポイント、地方自治体のイニシアチブを尊重するということだと思います。

そうすると、さっき御説明の中で、結果としてその都市計画というゾーニングが大型店の規制にもつながる、こういうようなお話がありました。自治体の判断によつては、かなりこの大型店の出店規制を強化するという方向になることも考えられるし、あるいは大幅に緩和するというケースもあると思うんです。それはこの法律の趣旨からいえば、地方自治体のきちっとした実情を反映して適用するというところからはいいかもいせんが。

これは非常にシンプルな質問なんですけれども、この法律は基本的に規制緩和なのか、あるいは規制の強化なのか、そこら辺について改めて通産省のポイントを伺いたいと思います。

○政府委員(若田満泰君) 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、今回の政策転換は、基本的に大型店の規制について立つ観点を変えようということとございまして、経済的規制から社会的規制へとこういうようなこととございます。

で、規制の内容を強化するあるいは緩和をするということを一義的に意図して、あるいは目的を持って行っているものではございません。

しかしながら同時に、諸外国も、欧米諸国もそうでございますように、地域の街づくりと申しまうすか、そういうようなものは、地域の実情に応じ、それぞれの御判断、住民の総意、コンセンサスのもつてもその街づくりをお進めいただくのが一番いいという考えでございますので、その場合の街づくりの中における商業集積の位置づけの仕方というものについて、地域において御判断をいただく。結果として、その地域の御判断が大型店というものの今後の立地について消極的なことと申しまうすか、あるいは抑制的なことになるとはあり得る。しかし、それを意図してやっておることではない。むしろ、地域の御判断によって街づくりをお進めいただくことが大事だと。また、その中に商業機能というものをどう適正に位置づけていただくかということが今後は一番大事なことでないか、こう考えておるということとでございます。

○山本一太君 この点については幾つかフォローしてお聞きしたいこともあるんですが、時間の制約もありますので、次の質問に移らせていただきます。今回の大店立地法の話については、例えば商工会議所とか商工会連合会とか商店街組合とか、いろいろな関係団体からさまざまな要望が出されているというのは御存じのとおりだと思います。

例えば、これから作成予定の針針について、幅広い分野からいろいろな関係者の意見を聞いてくれという話があったり、あとこれは法律の根幹にかかわるところだと思ふんですけれども、本法の例の十三条の「地域的な需給状況を勘案することなく」というこの規定が心配だとか、あるいは駆け込み出店についての対応も何とかしてくれないかとか、それぞれいろいろな問題点があると思ふんです。一つ一つお聞きしている時間もないので、そう

いう団体あるいは関係者の人たちの特に共通して
いる懸念というのは、先ほど大臣の御説明の中にも
ありましたが、この法律がきちんとして実効性
を担保できるかどうかということだと思ふんで
す。これも何回もう議論が出てきているところ
だと思ふんですが、改めてやはりお聞きしたいと
思ふんです。

これは大店立地法では、都道府県、政令指定都
市が大型店の設置者に対して生活環境上の問題に
ついて意見を述べ、勧告を行い、もしこれに従わ
ない場合はそれを外に出しちゃうぞ、つまり公表
しちゃうぞと、こういうことになっているわけ
であります。勧告とか公表で本当に実効性が担保で
きるのかという話は今までもあったと思ふん
です。命令や罰則の導入が必要ではないかという
話もありまして、命令、罰則ということになれば
かなり要件を絞らなきゃいけないとかいろんな問
題はあると思ふんですが、私も地元を回っていて
商工会、商店街の方々から出てくるのがやはり
一番ポイントなんで、改めてその点をちょっとお
伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岩田清泰君) 勧告、公表という措置
だけで十分かという御指摘でございます。私ども
も、小売業というものの特性、つまり地域に密着
した産業であるということを考えますと、やはり
その地域の民意というものを都道府県知事なり政
令指定都市の市長さんがお集めになり、その上に
立って御意見を述べられ、そして出店計画の変更
を求める、それに対して応じないというような場
合には勧告もされる、しかしそれにも応じない、
公表もされる、それでも平然としている。このよ
うな事態というのは、小売業の特性からいしまし
て競争力に大変影響を与えるのではないかと思ひ
ます。その意味において、相当程度の実効性がこ
の勧告、公表制度についてあり得るのではないか
と思ひておるわけでございます。

今既に先生もお触れになった点でございますが、
本法で対応しようとする措置の内容といたしまして
は、例えば環境問題一つとりまして、騒音や廃

棄物や道路交通といったようなもろもろの既存の
規制法というものが存在をしている上に、実は大
型店出店に当たってはそうした既存の規制では十
分でないと思ひます。それでは地域の住民
の方々が満足されない、なおその生活環境が乱さ
れるという問題が残るといふことで、一種の上乗
せの規制をこの法律により行うことによりまし
て対応しよう、こういうことでございます。

そのために、出店者に対して自主的な対応を求
めようということでございます。そうなりますと
と、一律の規制というよりは、出店側の対
応がどうであるか、また出店する場所がどうい
う状況であり、その周辺がどうなっているか、さ
まざまな事情が存在するであろうと思ひておりま
す。その意味において、対応すべき内容というの
もケースにより大幅の広いことになりましょ
うし、具体的な対応策についていえば、実情に応じ
たかなり柔軟な対応が必要だろうということでご
ざいます。

確かに、現行の大店法には命令、罰則という規
定が置かれておるわけでございます。大店立地法
を御提案申し上げるに当たりまして、命令、罰則
のない法案として御提案しておるわけでございま
すけれども、その意味では、命令をする以上、罰
則という担保が要る、これはセットとして必然だ
ろうと思ひます。そういう罰則が科し得るという
ことになりまますと、ある県ではその内容が罰則の
対象になるけれども、隣の県ではならないという
ようなことになるのは不適切であらう。そうなり
ますと、御指摘のようになり構成要件を厳格な
ものにしないといけない。構成要件を厳格にする
ということとは、逆に言うところ結果としてもろもろの
調整を要すると思ひます。あるいは議論をする
と、大型店のサイドにいろいろ配慮して対応し
てもらわなければならない事項の範囲を限定され
てくる、そういう問題があるということをお私ども
議論いたしました。

一つの選択の問題ではあるわけでござい
ますが、できるだけ幅広い項目について地域の事情に

応じて柔軟に対応できるシステムというものを
用いた方がいだろうということ、勧告、公表
ということをもつても相当程度の実効性が期待で
きること、今回このような御提案をさせて
いただいているということでございます。

○山本一太君 今のお話、自治体の実情によつて
かなり要件に幅があつて、これは柔軟に対応しな
きゃいけないというのは確かにございまして、と
おりの思ひます。今御説明にあつたように、やは
り小売業というのは信用が命ですから、これだけ
文句が出てくるのに全然従わなかったということ
を公表するということはかなり効力があるかなと
いう感じはするんです。

例えば、法律が施行されて、場合によってはそ
んなこと公表されても構わないというふうなアウ
トローがどんどん出てきて、私みたいにどっちか
というと反権力みたいな大型店が出てくると、ど
んどん何かマイペースでこういう勧告に従わない
みたいな、そういう問題が本当に出てきた場合に
は、やはり第二、第三の措置を講ずることは必要
だと思ふんです。今の段階で、そういう話があつ
たら見直すというふうな踏み込んでおっしゃるの
は難しいと思ふんですが、もし状況の変化
が出てきてこの公表のシステムが余り動かないと
いうことになれば、そこら辺のところは少し次の
対策を考えるようなお考えはあるのか、それをお
聞きたいと思ひます。

○政府委員(岩田清泰君) 先ほど御説明申し上げ
ましたようなプロセスを経て私どもも御提案をい
したわけでございまして、その中でも最大限ど
のような法的な手当てがこの法律の中でできるか
というところでいろいろ検討いたしました。

その結果、この法律に基づきます勧告というの
は、まさに公正で透明な手続を経て民意を反映し
た意見というものが出されて、それを表現するた
めに勧告というものは行われるわけでございま
す。出店者というものは都道府県等から出され
ます意見、こういうものを尊重して対応すること
が強く望まれるものと考えております。

そういう意味におきまして、本法案の九条四項
におきまして、「都道府県から」「勧告を受けた者
は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更
に係る届出を行うものとする。」という規定を置
いております。全く異例とは思ひませんが、
も、通常の勧告、公表制度のような場合、勧告が
できるという規定で普通終わりますけれども、勧
告を受けた者がどう対応すべきかということ
を「必要な変更に係る届出を行うものとする。」とい
う規定を置かせていただきたまひて、ある種強い方
向性を持って勧告に對して対応するということ
を規定したところでございます。その
意味で、こうした勧告というものが重たい意味を
持つということの趣旨を、今後私ども、この法案
を成立させていただきました際には、広く関係者
に対して周知徹底をし、同時にその運用状況につ
いてしっかりと注視していききたい、このように考
えておるところでございます。

○山本一太君 今の段階では今の御答弁が多分
う精いっぱいのことだと思ふんですが、一応地元
の中小商店の方々はこれについて非常に懸念
といたします。この点について大変心配してい
るということはぜひ胸に置いていただきたいと思
ひますし、これについてもしそういう状況が現出す
れば必要な措置をとっていただくことを私の方
からも要望申し上げたいというふうに思ひます。

時間の関係もありますので、中心市街地活性化
について一言触れさせていただきたいというふう
に思ひます。
もうこれは申し上げるまでもなく、中心市街地
の凋落というものは全国的な現象でございま
して、特にその中で商店街の衰退というのは非常
に悲惨な状況になっているというのには大臣も御存
じのとおりだと思ひます。商店街によつては、み
ずからソフトやハードの知恵を出しながら生き残
りを模索しているところなんかもかなりあります。
通産省の本かどうかわからないんですけど、
「元気のある商店街一〇〇」という、通産省が出
した本としては珍しく売れているというお話を開

きました。これをきのう私、こちらに見ておりましたら、私の地元の群馬県でも高崎の名店街とかあるいは渋川の駅前商店街とか幾つかの違う機能を持ったストリートといえますか、通りを融合する形でイベントをやったり、コミュニティ施設を利用して人を集めたりと、そういうところはあるんですけども、全体としてはなかなか思い切った決り手がないという状況ではないかというふうに思います。

大臣、私は実は地元のFM番組で自分の番組を持っております、毎週土曜日三十分、大変なんですけれども、環境問題から始まっているような政治問題を取り上げて、私より若い世代をスタジオに集めて、「山本一太のシンブル・メッセージ」という番組なんですけれども、自分のつくった曲まで流しているんです。そういうことをやっております、その中で、よみがえり高崎商店街キャンペーンというのを始めました。

そこで、若い世代をみんなスタジオに呼んで、君たちはみんな面白い物どこに行くかと聞いたら、やっぱり七割ぐらいの人が車を飛ばして大田町の方に行くんです。それで、商店街のよさは何だろうという特集をやったんですが、よく言われることなんですけれども、サービスのきめが細かいとか、あるいは対面販売でいろんな話をしながら、おたくの子供が生まれたそうだなみたいな、そういう懐かしさがあるという話の反面で、別の意見が出たのは、品ぞろえというものをちゃんととしてほしいと。すなわち商店街の方もいろいろ工夫して、例えば靴だったらあそこに行けば全部そろつとか、政府の方でもそういう基盤をつくるための支援は進めていただいているんだと思いますけれども、そういう話があったり、あるいは始めに閉まっているじゃないか、そこら辺の営業時間も工夫してほしいという話もございまして。

今、私はそうした人たちの考えを聞いて、パイロットで余りお金をかけないで、いわば若い人を呼ぶためのエンターテインメント空間というのを考えています。お金をかけなくても、商店街にエンターテインメント空間という言葉が一番あれなかなと思うんですけれども、そこに若いカップルが来たいとか、あるいは何かそこを通るといいたく、少しちょっとした工夫で人の気持ちと和ませたり楽しませることがあるんじゃないかというのをやっているわけなんです。

いずれにせよ、さっきの都市計画の話もありましたけれども、大田町と中小の商店街というのは共存できる可能性があると思うんです。ですから、やはりそこら辺のところを踏まえて、このパッケージをぜひ推進していただきたいたいというふうに思っております。

実は、ここで後継者対策なんかもお聞きしようと思つたんですけれども、もう時間がなくなつてきましたので、最後に商店街の活性化についての大臣の御決意を一言いただきたいたいと思います。質問を終わらせていただきたいたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) 委員の御指摘のように、商店街というのは大変昔からの伝統や歴史もあり、また地域のコミュニティとしても大変重要な役割を担ってきたところでありまして、その地域の顔にもなるようなものになっております。そういう意味では、今商店街が大変衰退しているということとは、これを救済することが大変重要なことだというふうに考えて、この中心市街地の問題にも取り組んでいきたいと考えています。

先ほどのお話のように、お店が全部品ぞろえができなければということで、足りなくて店を閉めたところの商品を今度はみんなで出合つてそういう店をつくつたとか、いろんな努力をされて活性化されている商店街というのがあるということも聞いておりまして、そういう意味での支援というものも我々の方で行つていけるようにというふうに考えております。

地域密着性を生かして、今申し上げたような消費者ニーズに対応したきめの細かなサービスを提供する役割だとか、あるいは地域文化の保全とかを伝承だとか、またコミュニティの維持形成などを通じた昔からの街の顔の役割、そういう問題だとか、あるいは高齢者だとかいわゆる交通弱者の方々にとって商店街の役割というのは貴重な存在でありますし、そういう中で、また物事の相談だとか、あるいは防犯、防災まで役割を果たしている面もあるわけですから、そういう意味合いで地域商店街というものは地域社会にとって大変重要な役割を担っているものだというふうに認識いたしております。

今般の中心市街地活性化施策というのは、中心市街地の商店街が、文化・コミュニティ等の多様な機能を有する、文字どおり町の中心としての機能を維持し発展させるための努力への支援、それを中心に真剣に取り組むを行っているものでございまして、委員の御指摘のような点を十分に留意しながら、成果のあるように努めてまいりたいと思っております。

○山本一太君 ありがとうございます。次は、もう少し修行を積んで鋭い質問をさせていただきます。

○小島慶三君 おはようございます。大臣、御苦労さまでございます。

私、幾つか御質問申し上げたい点がございまして、きょうは通産省と建設省と両方の庁に御質問したいと思っております。

まず、最初の感想でございましてけれども、これは通産大臣にお伺いしたいと思うんですが、なぜ今大田法の廃止なのかということが私には非常に理解しにくい面である。大臣御承知のように、中小企業は今惨憺たる苦勞をしております。景気の回復も中小企業からということでないとなかなか軌道に乗らないと思うんですが、中小企業を従来ある意味では支えてきた大田法というものをなぜ今この時期に廃止をされるのか、それを伺いたしたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) 今回の大田法に対する政策の転換というものは、近ごろの小売業を取り巻く環境の変化というものが大変出てきておりまして、現行の大田法の限界というものを克服しようとするものになっていくわけでありまして。

その説明といたしましては、第一に、大田法では大型店の立地に伴う交通渋滞あるいはごみ問題、こういうような周辺生活環境の問題に対応ができてなくなつてきているということがございまして。

第二に、経済構造改革、特に規制緩和の流れの中で、経済的規制である大田法による大型店の出店規制を継続するには限界があり、また地域と地域との間の集積競争が大きくなる中で、大対中小というような対立の図式も崩れてきているわけでございます。

第三には、経済的規制たる大田法は廃止すべきという国内外からの指摘があることも踏まえまして、新たな制度を構築することの必要性を考えたわけでありまして。

具体的には、大型店の適正な立地の実現を図るために都市計画法の改正を含むゾーニング的手法の活用を図ることでありまして、これに加えて、大型店の立地に伴って生じ得る交通とか騒音とか廃棄物問題等の周辺生活環境への影響を緩和するため大田立地法の制定を図る。

こういうようなそれぞれの理由によりまして、地域の実態に即した実効ある制度の構築を図るために大田立地法の制定を行い、これに伴つて大田法の廃止をするということでありまして。

○小島慶三君 私は、法律技術的に見ても大田法の改正とかそういうことでやれる面がかなりあるんではないかと思ひます。もう一つ、大田法の持つている積極的な意義、消極的には中小企業の保護とかいろいろあると思うんですが、積極的な意義というものをもうちょっと強調してもいいんではないかというふうに思ひます。

これは、私も狭い日本に住んでいて、社会構造的にはすみ分けということが非常に重要な意味を持つていふところでありまして、もともとすみ分けというのは生物社会学的な用語であるかもしませんが、従来の進化的な考え方に対して、

弱肉強食的な考え方に対して、そうでなくてすみ分けという社会のバランスを維持する、そういう仕組みというものは我が日本においては殊に重要であるというふうに私は従来から思ってきたわけでありました。そういうふうな意味で、すみ分けというふうに考える、したがってそこに積極的な意味を見出す、社会の安定、平衡という積極的な意味を見出すということが大変重要であるというふうに思っておるわけでございます。

これはある意味では共存ということになるのかもしませんが、これからの日本の国づくり、日本の国の形、あり方としてそういう点をお考えになつて、もっと積極的にこの面をいろいろ内外の批判に対しても強調されるという必要があるかと思うのでございますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(岩田清彦) 私ども今回御提案を申し上げております一方における適正立地を図るためのゾーニング手法の導入と申しましようか、ゾーニング手法は既に存在するわけであります。が、より積極的に活用する、あるいは地域の主体性においてこれが活用される制度的枠組みを提供するということでございますけれども、そのことと、大型店の個々の立地に当たりまして環境問題への対応をしていただく。

こういうような考え方と申しますのは、まさに町の中におきます商業機能というものは、そこに住んでおられる住民の方々、つまり住民がどのような形で住んでおられるかというようなことを含めて、最も利便性のある商業機能の配置というものがどういふものであるかということを主としてゾーニングの手法を用いてその中に体现といひましようか、あらわしていただく。

その中には、大型店が果たされるべき役割あるいは中小の専門店の方が望ましい役割、そういうものは当然あり得ると思っております。今すみ分けあるいは共存共栄というふなことを言われたわけですが、そうした形で町全体における商業機能の配置あるいは構造の設定というふうな

ことを通じて最もいい街づくりというものを一方でお考えいただくというふなことが今の時代に認められ得ると申しましようか、そういう適切な手法なのではないか、このように考えておるということでございます。

○小島慶三君 私、くだいようですが、何かそういうすみ分けというふな面での積極的な主張というものがもっと欲しかったという感じでござい

ます。アメリカとの関係におきましても、平成二年六月二十八日でしたか、日米構造協議というものが始まり、そこで既に大店法については将来考慮と一本とられている。それから何遍も閣議決定とかいろいろございまして現在の段階に至っているわけですが、その時間切れということで大店法の廃止が出てきたのではないかと。だから、積極的な主張というものが少し足りなかったんではないか。自由競争、そういった面でのメリットというものは確かにあるにはあるであります。が、それと同時にやはり社会の安定的な仕組みとしての共存というものをもう少し主張できなかったのか。アメリカとの関係では現在の段階でどのくらいの交渉、話し合いになっているのか、その点はもう今度ですっきりしますからということになっていくのかどうか。

最近の新聞にも今度のサミットの動きに対していろいろそういう外圧的な話が出ておりますが、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(岩田清彦) 特にアメリカとの関係でございまして、日米間で規制緩和のあり方ということで随時対話を続けてきておるわけでござい

ます。そういう流れの中で、今回の大店法の廃止とそれから大店立地法の制定につきましてはアメリカの基本的な考え方は、大きな流れとしてはこれに対して特に問題を投げかけるものではないと思っております。新しい大店立地法があるいは実質的に経済調整といひますか需給調整のことに運用されはしないかというふうな、あるいはかつて日米構

造協議におきまして地方自治体の独自規制という問題があったわけでございまして、大規模小売店舗立地法をほみ出した独自規制というふうな格好で規制強化的なことは起こらないかというふうなことを懸念しておる、その観点からの発言があるという実情でございまして。

○小島慶三君 余り釈然としませんが、もしそういうふうな外圧が今回の措置に結びついているんだとすれば、大変私もふんまんやる方ないわけでございます。しかし、余りこの面にはかりこ

だわっておられませんので、少し先に参ります。今回の問題の焦点は、これは極端な言葉を用い

れば、都市の崩壊というか、そういう性質のものだろうと思っておるわけでございまして。現在の段階になってまいりますと、中小企業の仕事をやめて国に帰る、あるいはマンション住まいをする、そういう動きが非常に多いわけでございまして。工場関係なんかでも、従来の工業団地の中にある人たちでも世代交代の時期がある意味では迫ってくるということになりますと、息子はおやじさん、もうとてもこんな仕事をやっていられないよ、もうやめようじゃないかというのを言ひ出す、後を継ぐのも嫌だよ、こういう話になるということ、それじゃ引き揚げようかというので何代も続いた職場を放棄する、こういうことが起こってくる。

工場を閉めても、これは従来の知識経験が十分にありますが、例えば非常に時間に時間的せつぱ詰まった注文であるとかあるいは試作であるとか、こういうふうな限られた仕事については十分にその人の知恵だけで役に立つということ、これはマンション住まいをして立派に仕事をやっていく、そういうことが起こってくる。

それから、子供の方も子供の方で、従来の仕事に加えてコンピューターあるいはパソコン一つ、それからインターネットとかそういういろいろな仕組み、それから場合によっては自販機、そういったものをそろえていけばどこへ行っても生活できる。したがって、そういう面から仕事をや

めてもうどこへでも移動をするということが起こってくる。

だから、そういう面から見ますと、社会の流動性というものが非常に強くなつてきている。そこで起こってくるのは、結局従来の市民感覚の希薄化ということでありまして、市民から一個の消費者へという動きが非常に活発に起こってくる。都市の空洞化と言われますが、都市の空洞化の本質はそういう社会の共同体の崩壊ということではないかと私は思ふわけでございまして。だから、そういう面をもっと大事に考えていかないと、共同体の崩壊、それから都市の崩壊という形で日本の社会構造が非常に不安定になる、そういう心配が私は一番最大の問題ではないかというふうに思っているわけでございまして。

だから、そういうことから考えますと、単に経済面からのいろいろな動きだけでなく、社会面、そういう問題、その動きをどうとらえるかということに本来はこの法律の趣旨がなければならぬというふうな思ふわけでございまして。私は実はその点の危機感というのを非常に持っておりますが、そういう点についての考えはいかがでござい

ましようか。

○政府委員(岩田清彦) 御指摘の内容は、むしろ社会的、文化的な領域にまたがる大変広い御指摘でございますけれども、私ども今回大店法の見直しという作業をやりましたプロセスにおいて出ました関連することについて申し上げれば、やはり共同体と申しますか、一つの町というものを住民の各層の人たちがどのようにするのが望ましいかというところをお考えいただく。そして、その中にまた小売業あるいは商業の機能というものがどう位置づけられるのかがいかにいうようなことをまさに住民が幅広く御議論いただくということが大事だということでございます。

逆に申し上げれば、競争ということによって、むしろあるいは多少それを補整するような施策をとったとしても、これまでの私どもの経験が示すように、必ずしもそこに住む各層の住民に

とって望ましい町というものができるということが保障されるわけではない。むしろそこには一種の計画的なアプローチと申しますか、そういったアプローチをどうしても日本の場合にももっともって手法として取り入れなければならないし、住民の各層の人たちにもぜひもっと積極的にお考えをいただき参画をいただくというような仕組みづくりあるいは政策手段の提供というものが要るのではないかとようなことで、今回その結果としての内容を法案の形にして御提案をしているということでございます。

○小島慶三君　そういうふうな危険な兆候に対して積極的に街づくりを進めていくというのが今回の趣旨であろうと思つてます。

それで、都市計画といった問題の方に少し移らせていただきたいと思います。今度考えられる都市計画というのは、イギリスでやりましたようなニュータウンとかあいう性質の、新しいところとそういったプランを進めていくということとが中心なのか、それとも歴史とか伝統のある従来の町の中心部を再開発するというような点に問題のポイントを置かれておられるのか、その辺のモデルづくりと申しますか、そういう点につきましても、どういうふうなお考えでどういうふうなモデルをお考えになっておられるか、建設省の方にお伺いしたいと思います。

○政府委員(木下博夫君)　先ほどから委員のいろいろ御発言なんかを伺っております。都市形成には一つの大きな流れがあるかと思っております。

私も、現状におきましての認識は、おっしゃられましたように、従来、都心の整備をやつつ郊外へ都市が発展するといえますか拡大する時期がございました。いわば同時並行的な都市づくりを行ってまいりました。それも日本の国土づくりの中では一つの方向であったと思いますが、今日の都市政策の上での時代認識を申し上げますと、やはりそういう大きな歴史の中では今後都市がある一定の安定期に入ってくるのではなからう

かと思っております。

そういう意味からいまして、言葉としては熟しておりますが、私たちは都市化社会から都市型社会へというのを申し上げておるわけでございまして、この都市型社会というのはいわば都市の内の充実を図っていくということでございまして、もう少し申し上げると、いわば既存のストックを活用していく、あるいは今先生おっしゃられたような集積のメリットを生かしていくという姿勢ではなからうかと思つてます。今回出させていたでいております中心市街地活性化法につきましても、そういう方向の中での一つの手だてだと私も認識して提案させていただいておるわけでございます。

ただ、くどくなりますが、そうであっても、都心におきましては例えば土地利用一つとりましても大変な錯綜しておりますし、権利関係も複雑でございます。地価水準も一定の状況の中では下落傾向を示しているところも多々ございますけれども、相場的にはまだまだ高いという認識を持っていますのが国民の偽らざる気持ちであろうかと思つてます。

そういういろいろな課題なりあるいは難問もございますが、これから新しい街づくりとしては、財政的にも大変厳しい中で、今おっしゃられましたような共同体的な再形成といえますか、そういう性格を持った都市政策をやっていくべきではなからうかと、私たちはこういう認識をしております。

○小島慶三君　それで、恐縮ですが、例えばどういう規模の計画というのを考えようかと、例えばどうなのか、人口でいえば例えば四、五万から一万といたつたような単位なのか、それとも十萬あるいは二十万といたつたような程度の都市に対して新しいプランをお考えになっておられるか。それから、全体としては何件ぐらいのプロジェクトをお考えなのか、そういう点について少しお聞かせいただきたいと思います。具体的に例えばこういう町、例えばこういう都市というふうにお話しただけであれば大変ありがたいと思つてます。

○政府委員(木下博夫君)　今回の法案は、後ほどまたお話が出ようかと思つてますが、十一省庁がそれぞれ自分の得意わざを使いながら各地方公共団体の自主性、主体性を尊重して進めていくということでございます。

今御質問がありましたように、確たる数字を申し上げるにはあれですが、とりあえず建設省の立場で都市政策を担当している責任者から申し上げますと、一つは大変大きな区分でございますが、大都市圏地域と地方部と、まず性格的に若干異なることになるかと思つております。

それから、地方部におきましても、今先生がおっしゃられたように、中心市街地を形成しているとおっしゃることも、いろんな規模の差がございまして、ただ言えることは、それぞれの町が自分で積極的にこれからかけていくわけでございまして、規模の大小とかそういうものについては極力私たちは排除の理論を使わないようにして、いろいろな気のある市町村を育てていくことではないかということでございます。

そうはいいまして、一定の集積があることが必要でありますから、法律にも明記しておりますように、過去にそういう都市集積のある程度持つて、そこが今いささか傷んでいる、傷ついている。

それから、今後、周辺の市町村、区域を含めまして、連携して新しい核となるという方向の中で中心市街地をこれから決めていくわけでございまして、イメージとしてはまだ数を全体的に申し上げられるわけではございませんが、例えばことしなごの各地の状況を見ますと、既に数十を超える都市がこういう計画に対して賛意を示し、あるいは積極的な取り組みをしようとしております。私は恐らく近いうちにそれが三けたの数字にもなろうと思つてますし、行く行くはその数字はさらにふえるであろうと思つております。

御質問のありましたことと言つたならば、都市人口は、大都市周辺の場合はある程度都市が連綿しておりますから一群の都市圏を形成しております

が、地方へ参りますと、やはり五万とかあるいは三万ぐらいの都市の中の中心部として数千人ぐらいの集積のあるようなエリアが一つの中心市街地を形成すると思つてます。私は、くどいわけでありませんが、人口規模そのものは余り決定的な要素にはならないんじゃないかと思つております。

○小島慶三君　そういうお話を伺いますと、非常にバラエティーに富んだというところで、そういうふうな形でお考えいただくということで大変結構だと思つてます。ともすれば画一的な都市づくりというものになりやすい。例えば、町でいろいろ仕事をしようとしても、これは中央のシンクタンクとかそういうところの人を呼んで話を聞くと、いふうなことが多い。そうなりますと、非常に画一的な都市づくりというものが行われるということがあると思つてございます。

ですから、今のお話のように、ある程度将来への推移を見て、現在までの歴史を考えて、それで具体的な都市づくりをしていくという方向で私は大変結構だと思つてますけれども、問題はやはり中心になる人がいないとできない、核になる人あるいは核になるグループといったような人がその地場にはいないと、あいが悪い。人を呼んできてやるといふのは私は大変あいが悪いというふう

に思つております。

ですから、そういうふうな中心体の形成とい

ますか、そういったことについてどういうふうにお考えか、これもひとつ伺わせていただきたいと思います。

○政府委員(中村利雄君)　今回の中心市街地の活性化といふのは、商業だけではなくて街づくり全体としてとらえるわけでございます。そういう観点から、まず市町村が基本的な計画をつくるというのを担うわけでございまして、それを受けて商業全体を一体としてとらえまして総合的な計画的な整備を支援していく、こういう枠組みになつておるわけでございます。

もそれをタウンマネジメント機関と、こういうふう
に称しておりますが、具体的には商工会でござ
いますとか商工会議所でございましてとか第三セク
ター、こういうものを想定しているわけでござい
ます。その機関が地域の主体的な取り組みを担う
ということ、そのときの企画力あるいはコンセン
サスの形成に向けたリーダーシップがその成否
を分けるというふうに考えているわけでございま
して、人材というのは非常に重要だと思ってい
るわけでございます。

このために、具体的にはハード事業あるいはソ
フト事業、テナント管理などの一体的な実施に向
けた戦略的な指導助言を行うことのできる人材の
育成を行う必要があるということで、専門家の養
成研修制度を創設することといたしております。

加えて、街づくりなどの専門家を中小企業
事業団に登録いたしましてTMOに長期派遣を行
うという形で、もちろんリーダーシップはその町
の方がとっていただくわけでございますが、そう
いう専門家を、都市計画の専門家であったりテ
ナントミックスの専門家であったり、いろんな専門
家がいらっしゃると思っておりますが、そういう方々も
組み合わせながら活用していただいて整合性のあ
る計画をつくっていただいて一体的に推進してい
ただく、こういうことを考えているわけでござい
ます。

○小島慶三君 今もお話の出ましたTMOとい
うのが今後の街づくりのかぎを握っているのでは
ないかというふうには私は思います。ですから、そ
ういふふうなものができるから街づくりが進むとい
うふうなスムースにいけば大変いいわけでありま
すが、TMOというものにどういふ人材を集めて
くるかというのがやはりどうも問題のかぎを握っ
ているというふうには私は思うのでございます。

したがって、これにつきましてもかなりいろん
な面からの支援とかそういったものも必要でありま
しょうし、最近では非常にボランティアの活動とい
うのが活発になりました。この間もボランティア
活動についての、市民活動についての法律が通り

ましたけれども、こういった組織もかなり使える
のではないかとこの間には私は思っております。
その辺のことも十分お考えだろうと思いたす
が、もう一遍ひとつその辺の進め方を教えていた
だきたいと思っております。

○政府委員(中村利雄君) 先生御指摘のとおり、
いかにして人材を得るかということが今回の成否
のポイントだろうと思っております。そこで、
我々自身も勉強しなければいけないというこ
とで、私もいろいろな方々からお話を得るよ
うな機会をつくって勉強いたしておるわけでござ
います。

先生御指摘のような、そうしたボランティアの
ような方も含めまして幅広く人材を募りまして登
録をいたしまして、各地のタウンマネジメント機
関に派遣をして活用していただきたいと思ってい
ます。

○小島慶三君 私が伺いたいと思っております
ことが今いろいろ御説明がありまして大変結構だ
と思うんですが、やはりこれはある程度国民運
動といえますか、そういう形をとらないとな
かなか進まないのではないかとこの間には思う
のでございます。

先ほど局長から御説明がありましたように、
土地問題とか、これもかなり厄介な問題が広が
っておりますので、こういう点を一つ一つ具体的に
詰めた明らかな建設計画、都市計画というものがど
んどん進む。それによって今進行しつつあるよう
な空洞化というものがストップする、明るい面
が大きく転換していく、こういうことが非常に望ま
しいわけでありまして。

これから進め方についてはさっきもちょっと
お話がありました、できるだけPRといいます
か、そういう点に御努力をいただきたいと思います
ですが、その辺についてひとつお話をいただきた
いと思っております。

○国務大臣(堀内光雄君) 先ほどから御質問をい
ただきまして、いろいろ示唆に富んだ御意見を賜
りました。我々の今の法案の方も、そういう意味
合いでは大体委員の御指摘をいただいたような線
に沿ったものにつくり上げて取り組んでいるとい
うふうには私は考えるわけでございます。

まず、昔からの歴史のある市街地を持っており
まして、同時にその市街地の中の商店街が空洞化
を起している。その空洞化を起しているところ
の中で、いかにこれを活性化させようかという
意欲と意思を持っていらっしゃる方々の市街地
で、そういう地元の皆さんのお気持ちや考え方が
盛り上がりつつ計画が立てられて、計画によって
地域の商店街あるいは中心市街地が将来に向
かって非常に大きく発展するというようなところ
に対しては、小さい都市であろと大きい都市で
あろと関係なしに、足切りのようなものはしな
いで、すべて取り上げながら、それを十一省庁の
それぞれの得意分野の中で対応していこうとい
うことになっております。

その際に、窓口をいたしましては建設省や通産
省等の三省が窓口を一体化いたしまして、でき
るだけ早いものをよく受けとめて、それをでき
るだけ早くそれぞれの分野における活性化に
できるようにするというような趣旨で取り組んで
いるわけでございます。これから委員の御指摘の
ような方向に向かって、この法案を成立させて
いただきたならば、成果のあるようにしっかりと
取り組んでまいりたいという覚悟でございます。

○小島慶三君 大臣の御懇篤な御答弁をいた
しまして、ありがとうございます。

繰り返しますけれども、今の中小企業の困難と
いうのは、これは何と申しますか、行き着くこ
ろまで行ってしまったようなそんな感じがしてい
るわけでございます。ですから、従来の何遍かの
戦後の危機とそれに伴った浮沈というものとは確
かに今までも大きな苦勞ではありましたが、今回の
はそれとは比較にならないといったようなのが中
小企業の実感ではないかと私は思っております。

でございます。

ですから、さっき申しましたように、おや今
度はよそうよというふうな絶望感といえますか、
そういったものがかなり広がってきている。だか
ら、そういう点から見ますと、新しい街づくりと
いったような気概、生きがいというのか、そうい
ったものが余り活発に見られないというのが非常
に今の問題を難しくするのはないかというふう
に私は思っています。

街づくりというのはこれから五年なり十年なり
二十年なり、長いスパンを持った話でございま
しょうが、そういった長いスパンの問題意識とい
うものをきちっと持って、それに対する対応とか
そういったものをじっくり考えてそのチャレンジ
を育てていくというふうな、当面の課題と長い
目の課題と両方をにらんで奮起していくような
そういう人が果たして出てくるのかどうか、私は
大変その点を心配しております。

今の大臣のお話のようなことで、積極的にそう
いった雰囲気が出ていくということが私の
最大の期待でございます。大臣にひとつその辺
を今のお話のようにこれから大いに推進してい
けることを期待いたしまして、最後にそのお覚
悟をもう一遍伺いまして、私の質問を終わら
いと思っております。

○国務大臣(堀内光雄君) 先ほど申し上げま
した、商店街を中心とする中心市街地の活性化
ということとは非常に重要なものでありまして、
今の日本の各都市の形成からいいますと、伝統
があり、あるいは地域のコミュニティがあり、ま
た高齢者の方々の話し合いの場所にもなってお
る、そういうようなすばらしい都市というもの
が今崩壊しつつある、それをどうやってもう一回
立て直していくか、再活性化するかということが
非常に重要な時期になってきておると思ってい
ます。

一時、何となく郊外に広がったり、多少無秩
序な形の中の都市が発展した経過がございま
すが、それをもう一回伝統のある都市のつくりか

最初に、大臣に改めて御所見をお聞きしたいと思うんですが、今回の大店立地法と中心市街地活性化等の法律、この二法案、まさにこれは重要な車の両輪といえますか、二本柱であると思います。これの施行に当たりましては、中心市街地それから商店街の活性化といった共通の視点に立ちまして、やはりこの両法案の整合性ということが

そういう意味で、中心市街地活性化法に基づく支援策、改正都市計画法を初めとするゾーニングの手法、この二つの活用によりまして全体としての

の合同会議で議論しましたときに、街づくりとがあるいは地域づくりというような言葉が答申の中にも出てくるわけでございますけれども、かなり幅広いと申しましようか、そういう概念のものとして議論がされたというふうに認識いたしておるわけでございます。

そういったしますと、これ全体をどうするかとい

もちろんこの生活環境というものの中に、ただいま先生から御指摘ありました街づくりというものはかなり広い概念でございますから、全く考えていないということではございません。まさに「住民の利便」だとか「業務の利便」というような言葉をこの法案の中で使っております。街づく

りという言葉が法令用語にならないということもこれはあるわけですが、「住民の利便」「業務の利便」というような言葉を使っておられます。そういった意味で、周辺に住んでおられる方々の生活あるいは買い物という人々の利便性に影響が生じるということが例えば交通渋滞その他を通じてあり得る、こういうものに対してその大型店の出店についてしかるべき対応をしていただくというようなものは広い意味の街づくりのうちのひとつであろうと。

大臣から御答弁申し上げましたように、ひとり大店立地法だけでこの広い意味合いの街づくりに対応することは困難と申しましょうか、できないわけではございませんけれども、むしろそうしたゾーニング手法あるいはこうした大店立地法というようなものをあわせまして、全体としてその地域における街づくりと申しましょうか、そういうことに対応するというのが最も望ましいし、適切ではないかと、このように考えた次第でございます。

○海野義孝君 大変ありがとうございます。時間が限られておりますので、私の質問の仕方にも問題があるかと思っておりますけれども、御答弁の方もできるだけ簡略にさせていただきたい。あらまは大体わかっているつもりでございますので、その点よろしく願います。

そういったことになりましたと、今一番いろいろと問題になっておりますのは、大店立地法の中の第四条のいわゆるガイドライン、指針の問題についてだと思っております。これは昨日の大臣の御答弁では、法案の中にその点を盛り込むということは現実には難しい問題だということがございました。

今の御答弁に關することでありまして、私も、第四条の指針、これにつきましては盛り込める範囲でかなり具体的なものをやはりそこに盛り込んでいただきたい。これは大店立地法の根幹にかかわる重要な点でございます。大規模小売店が出店するに当たっての基本的な考え方とかそういったものについて大店のガイドラインを示すということでありまして、そこにはあいまいさ

いうか、拡大解釈できるようなことでなくて、かなり具体的に盛り込んでいただきたい。

そこで、今のことに關連するわけでありますけれども、私は、地域の小売業の健全な発達ということ、それから街づくりの観点といったこと、こういったことを大型店の出店調整の中で、中心市街地活性化法等でうたわれている地域全体の総合的な街づくり計画、それからその関連事業に十分配慮した、整合性を持った、確保した形で行われるように指針の中で具体化していただきたいと思ふんです。

例えば、さっきお触れになりましたが、これは衆議院の商工委員会でも大分議論になったようでありまして、今回の大店立地法というのが従来の経済的規制という面から言うならば社会的規制という方向へ大きく転換するということで、都市環境、生活環境といったことが重視される、こういうことが強調されているわけであります。

生活環境、この法案の中で書かれているような部分については、言うなれば狭い意味での生活環境的に私は理解するわけであります。もっと広義の概念という点から見ますと、経済的な面それから住みよい街づくりの観点をこの大店立地法の指針の中に、大型店舗出店者の考えの根幹にそれと据えるという意味ではちりとガイドラインにその点を明記すべきじゃないか、このように思いますが、大臣あるいは関係の方はその点についてどのように取り組まれようとしているか、現在いろいろと検討されていると思ふすけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(若田清孝君) 大店立地法、御指摘のとおり生活環境の保持を通じて小売業の健全な発達ということのための指針でございます。したがって、できる限り明確かつ具体的に規定をしたいというふうに考えておりますし、まさに指針でございますので、それが参考となり、よりどころとなるようなものにしたということでございます。

今御指摘の経済的な要素と申しましょうかある

いは住みよい町、確かに衆議院の方でも御質疑があったわけでございます。その内容というのもまたあるわけでございますが、まさに生活しやすい、買い物機会というようなお話がたしか衆議院の方でもあったと思うのでございますけれども、もしそういうようなことであるとすれば、やはり外国の例などに照らして考えてみましても、どちらかといえばその問題というのはいわゆるゾーニング手法の中で位置づけられて、町の商業機能の位置づけの問題としてどうするかということがむしろ本来のありようではないかというふうに私も考えておるわけでございます。

先ほど来御説明をいたしましたように、いわゆる街づくりというものの要素の一部が大店立地法の中において対応がされるということももちろんでございますけれども、そうした買い物機会の確保というような観点のお話になりますと、それは町の構造全体の中における商業機能の位置づけというように行われるのがまた諸外国における位置づけにもなっているというふうに考えているところでございます。

○海野義孝君 では、今の点につきましてもう一問だけ申し上げたいと思ふます。

都市環境との調整ということが問題ということ、その点については今の御答弁では、ゾーニング手法の問題あるいは中心市街地活性化等整備の問題といった中でこういう街づくりの問題はとらえていく問題であり、今回の大店立地法案については、これは大店法にかかわるという小売・流通業、こういったものについての従来の規制から現代のニーズにマッチした新しい観点からそういったものを盛り込んだ法案である、こういうことであるので、この点はよくわかりました。

私は、そういう大店立地業者の出店に当たって、そういう哲学というか理念というか倫理というか、そういった面からすればこの問題を大変重視しております。都市環境との調整という問題を問題にするならば、生活環境の問題と並んで地域における社会、経済、環境問題の柱となる街づく

りの観点といったことを指針なりそういう調整事項の中に盛り込むということがやはり不可欠のことではないか、私はこのように思ふんです。

大分話がかみ合わないようですけれども、最後にこの点も一度お聞かせいただいて、次に進みたいと思ふます。

○政府委員(若田清孝君) 各国ともゾーニング手法を使い、あるいは環境問題への対応を図るものも法の体系はそれぞれに国によって異なっております。私も、私どもが今回提議しております広い意味での街づくりというふうなものについても、ほぼ中心的部分を一つの法律で抱えるような体系になっている国と、複数の法律によってこれを達成しようとする体系をとっている国というふうなものが存在していると思ふます。

私どもの今回御提案しておりますのは、もともと今申されました都市環境とかそういうものというの、まさに都市計画法の中に明示されておりますように、そうした体系として我が国においてはもう古くから法制度が整備されてきておるわけでございます。この中には、既に観点、視点として日常の買物の利便というふうなものも考え得るということが幾つかの条文の中にも示されておるわけでございまして、我が国の法体系を踏襲していけば、やはりむしろそうした観点のものもともと都市計画の体系の中で配慮されるものとして位置づけられていると考えるのが自然なのではないか。

しかしながら、それによってなおカバーし得ないような問題が大型店の出店に伴って発生している。それはすなわち先ほど御説明いたしておられます生活環境問題でございます。そうしたものにについては新たに新法をお願いして、これとあわせて全体としてのいわゆる街づくりというものを推進する、こういうことが我が国の法体系として適切であるし、また望ましいのではないかと、このように考えたということでございます。

○海野義孝君 次に、今回の新しい大店立地法に基づく出店等の問題でありますけれども、今回は

地方自治体に自主性というか、立地を進める上での判断、そういったものについてかなり移譲されるということになったわけですね。その辺については自治体が調整の主体ということですね。けれども、都道府県、市町村のそういう役割というか、この点についてはどのようにお考えになっているか、ちょっとお聞かせください。

○政府委員(岩田清泰君) 大店立地法は周辺の生活環境への影響に配慮しようという法律でございます。まさに地域地域の問題であるという意味におきまして、この運用が地域によって行われるということが望ましいというところは当然のことです。ありますが、その場合に私どもはこの運用主体といたしまして都道府県及び政令指定都市というものをいたしております。

市町村とすべきではないかという議論も私どもの検討段階においてもいたしたわけでございます。しかし、やはり行政事務の蓄積と申しましうか、そういったようなもの、それから生活環境という問題に關しても、場合によりまして、複数の市町村にまたがるような対応を必要とするようなものは考慮を必要とするような事案というものが存在し得るというように考慮いたしまして、これは基本的に都道府県というところで考え、政令指定都市についてはそれなりの行政事務の蓄積をお持ちであろうと、こういうようなこととでございます。

ただし、立地市町村と申しましうか、地元市町村の御意見は極めて重要なことであるわけでございます。その意味で、この法案の中におきましても、当該市町村の意見というものは必ず都道府県知事が聴取しなければならぬ、あるいはまた具体的な出店計画の変更を求めるための勧告というようなものの手続におきましても、必ずその立地市町村、当該市町村の意見を求める、こういうことによりまして当該市町村、立地市町村の御意見を必ず加味した形で都道府県知事が御対応になる、こういうことで御提案をされているわけでございます。

○海野義孝君 次に、大店立地の具体的な立地にかかるとの所要期間、これの設定の問題であります。現行の大店法において定められている審査期間を超えないというようにたしか書いてあったように思ふんです。その点について、今度新しく上げたように広義、狭義にわたって大規模な生活環境問題についての調整項目というのがあるうかと私は思ふんです。そういったしますと、そういう面から調整するという今回の制度の特性というかそういうこと。

それから、調整が初めて全面的に地方自治体、先に都道府県、政令都市、あとは意見とかいろいろなことを十分に市町村から聞くということになります。広範にわたってというか、全面的に自治体においてそういった調整が行われるという事情から考えますと、従来の大店法における調整に要する期間と新しい大店立地法に基づく期間では、従来と同じで果たしていいのかどうかという点についてはどのような御配慮というか、お考えに立っていらっしゃるか、その点お願いいたします。

○政府委員(岩田清泰君) ただいまの調整期間でございますが、御指摘のように基本的には都道府県が出店の届け出に対して意見を出す。これは届け出から八カ月以内ということとでございますし、意見を出して勧告ができる期間がさらに二カ月、合計十カ月、足せば十カ月ということになるわけでございます。これらの期間というのは、その期間が終了するまでは出店者は営業の開始が禁止されと申しましうか、できないという期間でもあるわけでございます。

これらの期間の設定につきましては、一方で営業制限というものは必要な範囲に抑えるべきという観点と、市町村あるいは地元住民などからの十分な意見提出の機会を確保あるいは運用主体である都道府県などにおきまして適正な審査の確保という観点とのいわば比較考量によって定めるところとが必要である。また、私どももそのようなことを配慮して今回八カ月、二カ月というような設定をさせていただいておるわけでございます。

定をさせていただいておるわけでございます。確かに、合同会議の答申においては、大店法の期間を、一年を超えないというようなことがございました。その意味で、確かに目的、趣旨を異にする法律ではございませうけれども、ちなみに大店法との関係申し上げれば、大店法というものはいわゆる三条・五条届け出というものがあるにいたしました。この間を四カ月と計算をして一年ということになっておったわけでございますけれども、今回は法律の趣旨にかんがみまして三条・五条届け出というものはございませう。一つの届け出、設置者の届け出のみでございます。したがって、この四カ月という期間がそもそもないと思ひましようか、使わないと思ひましようか、そういう期間になっておるということでございませう。

それから、知事と申しましうか都道府県等から御意見が出て、これに対して大型店がどう対応するかは期間は、先ほど申し上げた八カ月、あるいは二カ月と申し上げた期間にはカウントされておられません。したがって、出店者が時間をかけて対応策を検討するという場合には別に十カ月というものに何らかの制約を受けるものではない、出店者の事由によって時間を消化するものというものはその中にカウントされないということとでございます。

もちろん、趣旨が違いますが、あれでございますが、私どもの経験で、大店法が、第一大型店舗でありまして、平均値ではございますけれども、おおむね八カ月余りで終了をしている。今申し上げましたとおり、大店立地法においてはかなり大店法の場合と仕組みが違っておるといふようなことを踏まえまして、先ほどのまさに比較考量ということに当たりましてこの辺も一つの参考といたしまして、審査期間と申しますか、調整手続の期間を設定したということでございませう。

○海野義孝君 今のことに関連しまして、これは大店立地後のことなんですけれども、これまでそういう地域におけるいろいろな紛争といった大げさなけれども、問題が起こっていた。特に、最近では地域間というか広域にわたってのそういう問題が起こってくるとか、情勢の変化というのが大変急であるということ、これは今後ますますそういうことが考えられるわけでありませう。

そういったしますと、いろいろすったもんだして一応大規模小売店が立地された、開店したと。問題は、その先において、状況の変化によって、例えば生活環境等々のそういう調整事項について、これが大きく変わっていくことが考えられるわけですね。そういったことを十分に踏まえて、要するに具体的に立地のゴーサインが出るまでには十分そういったことを盛り込んでいるのかという問題ですけれども、その点については私は慎重な対応が必要じゃないか。

いよいよ店はオープンしたけれども、いろいろと議論になるところで、出店した後、ある時期においてはそれがその地域において消費者等にも生活者にも大変いろいろな面でメリットを与えた、しかしながら状況の変化によって今度は退店を迫られた、そういう問題がやはり今後かなり起こっていくかというように思ふんですけれども、そういったところまで十分に御配慮されていらっしゃるかどうかという点ですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(岩田清泰君) 出店後のお話でございます。まず、もろもろの出店後の状況の変化というのはあり得ると思ひます。特に、まず大型店が出店前に、これは指針の内容にかかわることでございますが、もちろん店舗の面積でございますとか開店時刻をいつにするとかというようにすることは届け出の内容に入るわけでありませう。同時に、この生活環境の問題に配慮するためにこういう対応策を講じますというものを届け出の中に書き入れて提出をいただくことを予定しておるわけでございます。同時に、その対応策を講ずるに当たって、例えば交通渋滞ならば交通渋滞に関連する周辺の状況をどういうふう把握をしたか、あるいはいま

た売り上げについてはどういふふうに見ているか、お客さんの来客はどのように見えているかというふうなことについてのデータの開示と申しまして、お答えをいただきたいと思います。

そういたしますと、来客数の見込みとかその他につきましても、いずれにしても出店者側の考え方といましようか、その見通しの問題をさらに都道府県などにおきましてその内容について精査をしますと申しますか、一種査定をしますと申しますか、それらは恐らく全国にあります、あるいは近隣にありますが類似のケースなどの想定においても検討されることになるだろうと思えますけれども、そういったものによりまして売り上げとかあるいは来客数の見通しというふうなものについて、できる限り正しい見通しができるような、お互いに合意ができるようなものにするということと考えております。

（委員長退席、理事吉野孝君着席）

ただ、今先生の御指摘の状況の変化というもの、仮に出店者に原因するものではないものであるというところが内容であるといいたしますと、しかるべき調整手続を経て出店されたものについて、これは出店後に、その出店者の責に帰し得ないような情勢変化があったときに、もう一度この法律によって対応することを求めるというのとはなかなか困難なことではないかというふうに考えておるわけでございます。

○海野義孝君 その辺のところは、時間もあれですから今後の審議でまたいろいろと進めていく問題ではないかと思えます。

次に、今回の大店立地法、都市環境という生活環境、こういったことが大店立地の大きな要因になるわけですね。これは別にそういう環境規制法的なものがあるのかとは思いますが、私ちょっと不勉強でそこまで知悉しておりませんが、今回、この生活環境云々というふうなことが調整のあれになっているのは大店小売業だけであるという点が私はいささか不可解なわけですね、同

じような問題を都市において、市街地において、環境問題等は何も大型小売店だけでなく、最近では大型の遊技場であるとかいろいろなものがありまして、同様にやっぱり影響があるわけですね。これは今回大店立地に係る法律ということであえてこれに限定されているかと思えますけれども、その点は例えば街づくりの問題であるとか中心市街地活性化の問題であるとかそういうことと絡んで、そういう大型小売店以外の環境規制等についてなぜこの法案には盛り込まなかったか。それから、別途これについてはもう既にあるのか。もしあるとしたら、どうして大店立地法についてだけ今回環境問題が出てきたのか。その辺のところについてお答えいただきたいと思います。

○政府委員（若田清憲君） 私ども、この法案の作成に当たりまして御指摘のような点についてもいろいろと調査を議論いたしました。大型の店舗と申しますのは、他の大型施設と異なりまして、生活の利便施設であるというために生活空間から一定の範囲内のいわば近接地に立地することが不可欠な施設であるわけでありまして、また不特定多数のお客様が来る、また車の利用度が高いあるいは大規模な物流がある、こういった特徴がございます。そして、これらの点を総合的に見ますと他の大型の建築物とは物理的に一線を画する実態があるというふうなことを考えておるわけでございます。

これに加えて、程度の差という御指摘はあるかもしれませんが、少なくとも私どもが大店法の施行に携わっている中で、大型店舗につきましては周辺的生活環境に及ぼす問題が全国的なレベルの問題として顕在化しているという実態がございます。まさにそういう実情に着目いたしました。今回大型店舗について固有の制度を構築するということにいたしましたわけでございます。

○海野義孝君 この問題もちょうど時間がかかり過ぎますから、今の御答弁を一応承っております。次に、この大店立地法の施行の問題であります。一応は法公布から二年以内ということになっ

ているわけでありまして、先ほどの御説明にありましたとおりいろいろな法案と絡んでいくわけですね、大店立地法に基づいての大店立地規制というか出店の可否云々という問題だけではなくて、都市計画との絡み、これも今回一部改正されるということですし、今憲案の中心市街地空間化をいかに解消していくか、取り戻していくかという問題等々との絡みもありまして、簡単に二年以内に現在の大法を廃止して新しい法を施行するということとは私はいかがなものかという気がするわけですね。

どういふことかといいますと、都市計画法の改正で示されておりますように、特別用途地区、こういったものの設定の問題につきましても、これは地方の自治体にこういふ面裁量を今後かなりオープンにしていくというふうなこともあります。これはやはり十分にそういった面を配慮していかなきゃならぬということからしますと、そういう面での進展状況等を十分に配慮した形で本法の施行日を決めていくということが私は大事ではないか。

これは決して今の大法法というものが現在の実情に不適合になってきたということから新しい法の施行が急がれるという観点だけでなく、この二つの法案ないしは都市計画法を含めた三つの法案がそれぞれ相まってその機能を発揮していくというところが、これまで大法法が施行されてから二十五年の間に起こってきた問題というのはなかなかそう短時間で解決できないというふうな大きな問題になってきているということでもあります。これを解決するというのはもちろん急がれるわけでありまして、これをまた急ぐことの余り十分機能しない、いろいろな問題を抱えていくというところであってはならないということからしますと、この大店立地法の施行についてはいろいろあることの進捗状況等をよく勘案されて決めていかれるということが大事ではないかと思うんですけれども、その点についての御見解をお願いいたします。

（理事吉野孝君退席、委員長着席）

○政府委員（若田清憲君） 今回御提案申し上げております大規模小売店舗立地法におきましては、附則で公布から二年以内に施行するというものになっているわけですが、この二年以内という扱いには、さまざまな法令を考慮してみますとかなり長い期間をとっておるといふ部類に属するわけでございます。そのあえて長い期間を用意したということは、先生御指摘のとおり、全体のシステムの大きな転換であるということや、あるいはこのシステムの転換について各地方自治体でありますとか各地の商業関係者、商工会議所、商工会、さまざまな方々がその趣旨を理解して、地元中心できっちり円滑に対応していただくということを配慮しているわけでございます。

それから、改正都市計画法との関連のお話も出ましたが、改正都市計画法の方は公布後六月以内の施行ということになっておりますので、これによって特別用途地区の設定ということが柔軟になるわけでございますが、この二年それから六月月という時差の中で対応していただけるのではないかとはいふに考えているわけでございます。いずれにしても、具体的に二年以内の中でいつから施行するかというのを決定するに当たっては、御指摘の点を十分踏まえながら慎重にやっていたいというふうな思っております。

○海野義孝君 街づくりの問題につきまして、アメリカでは大変有効な、かなり強力な機構が機能しているというのを聞いております。我が国の場合に、今後の街づくりは地方自治体あるいはまた中心市街地の活性化及びその整備におきましては整備のための機構、こういったものが機能していくわけですが、従来のないわゆるTMO、タウン・マネジメント・オーガニゼーションというふうな問題、これについては商工会議所あるいは商工会、それから第三セクター、こういったTMOがやはり十分に機能する、あるいは意見をも十分に取り入れるということが重要ではないか、このように私は思っています。

こういったTMOについて今後街づくり等にと

のようにお考えになっているか、お伺いします。

○政府委員(中村利雄君) 私ども、中心市街地の特に商業部門の整備という観点におきましてTMOが非常に重要な役割を果たすと考えているわけでございまして、そのTMOは商工会あるいは商工会議所、第三セクターということ想定しているわけでございまして、私どもはこれらのTMOが本当に意味のある役割を果たすためにいろいろな支援措置も考えているわけでございまして。

具体的に申し上げますと、人材の養成の問題でございまして人材を派遣するというような仕組みを考えてこれを支援していきたいと考えているわけでございまして。

○海野義孝君 昨日もお聞きしましたけれども、この中心市街地の区域といいますが、中心市街地というものの概念といいますが、こういったことについてもうちょっとお聞きしたいと思うんです。

この中心市街地、先ほどの御質問の委員の方もお聞きになっていたように思いますけれども、中心市街地の対象には人口の規定というものを設けるかどうか、これ都市局長、いかがなんでしょうか。

○政府委員(古田肇君) お答え申し上げます。今般の中心市街地活性化法案でございまして、その趣旨といたしまして、いろいろ御指摘でございますように、空洞化の危機にある中心市街地を有する市町村を広く対象にするというのが基本的な考え方でございまして。

法律上、第二条で中心市街地の概念があるわけでございまして、そこでは具体的には、中心市街地とは、小売商業者及び都市機能が集積している地域であること、二番目に、空洞化が生じている、または生ずるおそれがある地域であること、三番目に、施策を講ずることにより、周辺地域も含めた地域全体の発展に寄与する地域であることというように規定しておるわけでございまして。

したがって、人口あるいは都市の規模で一律に対象外にするというようなことは考えておりません、今申し上げました三つの要件を満たす

中心市街地がある場合には、当該市町村のインフラのことも基本計画をおつくりいただき、また活性化法に基づいてさまざまな支援を受けていただく、こういうことになるわけでございまして。

○海野義孝君 引き続き中心市街地の問題についてお聞きします。

この活性化対策につきましては、十一省庁と一兆円強の本年度の予算も手当てされている、また補正予算で八千億ぐらいですか、というようなこととかなり強力に推進されていくということになります。大変私は結構なことだと思います。

国においては一体的な推進が図られる仕組みとなっているというふうに理解するわけでありますけれども、これに対応しまして、市町村とか都道府県、こういったところにおける窓口の一本化ということなど、活性化対策の実施体制を整備するための具体的な対策についてはどのようにお取り組みになるお考えか、お聞きしたいと思っております。

○政府委員(古田肇君) 御指摘ございましたように、中心市街地の活性化をするという上で、今回、さまざまな関連事業を幅広く盛り込みながら総合的、一体的、重点的、集中的にやっていくということでございます。国のサイドでは、るる御議論でございますように、関係省庁で連絡協議会等をつくり、また統一窓口をつくらせていくわけでございまして、例えば市町村において計画を策定する段階で、住民あるいは商工会議所、商工会等さまざまな立場の方の意見を聞きながら総合的なプランをおつくりになるわけでございまして、それから、そのプランをつくらせて具体的に事業の対象になってまいりますと、それをまたさまざまな関係者に周知をしながら着実に実行していくというところになるわけでございまして。

具体的なことについて、市町村あるいは都道府県がこの中心市街地活性化法に基づいて実施をしていくかというところについては、私どもとしてはあくまで市町村なり都道府県の自主的な御判断でございますか、自主的な進め方におゆだねしておるわけでござい

ただ、考え方としては、先ほど来申し上げておりますように、幅広い事業を取り込んでいくという性格にかんがみまして、関係部局の十分な連携を持ちながらできる限り統一された形で進められていくことが、当該市町村にとってもあるいはそれに関連する住民あるいは商業者の方々にとっても大変有効なものではないかというふうに考えております。

○海野義孝君 中心市街地の活性化の視座に立つた場合、郊外出店の問題、これがいろいろ今問題になっているわけですが、郊外出店の抑制というように関係するべきではないかというように方針をある程度明示すべきではないかという感じがいたします。これは地方分権といいますが、そういった地域の広域化の問題とかいろいろなことがありましても、そういったものに対する方針というのか、ガイドライン的なものを統一したものをつくらば国として設定すべきではないかと、そういうふうには私は思っています。これは時代

に逆行することになるのかどうか分かりませんが、交通整理をする上ではある程度やはり国がそういった指導力を持つというのか、そういったことも必要じゃないかと思うんです。関係の方あるいは大臣のお立場でその御判断を求めるといふことはいかがかと思っておりますけれども、御私見でも結構でございますが、この点についてはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(若田清孝君) 御指摘の郊外出店の問題でございますが、もう既に御説明申し上げておりますとおり、今回いわば新しい政策転換の方向として、ゾーニングの手法の活用あるいは大店立地法の制定、中心市街地法の提案というふうな、こういった三つの御提案を申し上げておるわけであります。

また、ある市町村におきまして中心市街地の活性化の事業に取り組みとうとされる場合において、郊外の大店立地の立地についてどうお考えになるかというところであります。

国としてガイドラインをという御指摘でございます

ますが、郊外の商業集積というものをどういうふうな位置づけるかということ国として一般的にこれを決めると申しますか、方向性を示すというのは適切なことかどうかということになかなか疑問があるわけでございまして、いずれにしても、それぞれの地域において郊外における商業集積というものの、中心市街地における商業集積というものをどう位置づけるかということ、まさにその都市計画的な手法と申しますか、ゾーニングの手法によりまして、そこに色塗りと申しますか、位置づけをされるということが適切な方法ではないかというふうにお考えをいただいております。

さらにその上で、中心市街地については中心市街地活性化法も御活用をいただいて、これに對して私どもも積極的に支援をしていく、このようなことにさせていただくのがよろしいのではないかと、このように考えておるところでございます。

○海野義孝君 終わります。

○梶原敬義君 最初に、大臣の趣旨説明におきましていろいろと書かれておりますが、この大規模小売店舗立地法案の提案に至ります社会的あるいは経済的背景といえますか必要性、こういうものをもう一度述べていただきたい。

その際、大臣が先ほど読み上げられました提案理由の中には外庄の問題というの一言も触れておりません。こういう点もあわせて御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(堀内光雄君) 先ほどの提案理由でも御説明申し上げましたが、今回の大店法に対する政策の転換というものは、近年の小売業を取り巻く環境変化というのに対応して、現行の大店法の限界を克服しようとするものであります。

その第一は、大店法では大店法の立地に伴う交通渋滞とかごみ問題あるいは周辺生活環境の問題に対応ができませんということですが、こういう問題が各地において問題提起されてきていることがございます。

第二に、経済構造改革、特に規制緩和の流れの中で、経済的規制というものである大店法によ

て大型店の出店規制を継続するということには限界が出てきていたということであります。特にまた、地域と地域との間の集積競争というようなものが大きくなってまいりまして、大対中小というような対立の図式が崩れてきているわけであります。

また第三番目に、委員からも御説明がございましたが、経済的規制たる大店法は廃止すべきという国内外からの指摘があるという点を踏まえまして、新たな制度を構築することにしたものでございます。

そういう意味で、具体的には、大型店の適正な立地の実現を図るために、都市計画法の改正を含むゾーニング手法の活用に加えて、大型店の立地に伴って生じ得る交通とか騒音とか廃棄物問題などの周辺生活環境への影響を緩和するため大店立地法の制定を図ることにしたものでございます。これらによりまして、地域の実態に即した実効ある制度の構築が図られるものというふうに考えております。

今回の大型店に対する政策の転換は、こういう時代の変化に対応するため実効ある新たな制度を構築するものでありまして、同時に、先ほども申し上げましたが、経済的規制である大店法は廃止すべきという国内外からの指摘があることも事実でございます。しかし基本的にはあくまで我が国の判断として行うものであるということでございます。

○榎原敬義君 けさ、たしかNHKのテレビだったと思うんですが、日米の事務会議が何かで両方テーブルに着いた映像が出まして、日本は大店法の改正をやるようだが、そのやった結果が新たな規制に通じないというまたアメリカの圧力が加わるようでございますが、そこらはちょっとテレビだから先ほどから聞いているんですがよくわからないんです。私は、日本はアメリカの一つの州ではない、独立しているの、通産省は少し弱気だと思ふんです。もうそんなことを一々言われぬでいいように頑張ってもらいたい。このよう

に一つはお願いをしたいと思ふんです。

それからもう一つは、小売店と大型店舗という関係は、資本力や仕入れの関係からいろいろ見まわして、ボクシングでいうとフライ級とミドル級か、重量級と軽量の差です。これは小売店が競争をやって勝てるわけがない。それは幾ら苦勞したってなかなか、僕も一生懸命考えてみるんだけれどもなかなか考えられない。だから、これは日本が国が始まって以来ずっと流れてきている歴史の集積として小売店は小売店で食っている人もおる。私は、そういう人を同じ土俵に上げてたき合いをさせるような、それが規制緩和であるとかあるいは時代の流れであるとか、社会の正義のよくなことを言っている政府の感覚というのはどうか狂っている。

そこで、じつとゆうべ考えたんです。何かヒントはないかと思つて考えたら、私の地元で大部分の中津市という福沢諭吉の出たところがあるんです。人口が六万ぐらいなんです。ここは駅の北側というか海側に昔からの商店街がずっとあった。最近、郊外の三光村という小さな村に大型スーパー、それはもう大きいのが今度来た。それで今、旧市街地というのは本当に惨めなものです。私も選挙のときには旧市街地をずっと一軒一軒回っていたんです。もう今はあつちやこつちや惨めなものです。

要するに、人が物を買うというときに、財布から出るお金はどこで買おうが一緒なんです。そうしますと、大型店で物を買えばそれはどこかが減るでしょう。恐らくそういう商店街のお客さんも減るでしょう。これは当たり前のことでして、もう今はちょっと車を走らせていけば駐車場もいっぱいあるからそこへ皆行きますよ。昔の商店街を一体どうしてくれるか。これは小売店はいろんなことを考えてアーケードをつくったり何やらやっているけれどもなかなか起死回生の手にならない。そこで、私は考えたんです。そういう大型店が来るなら、大型店から少し税金に類するような小売店対策用の資金を売り上げの何%か出して

らうんですよ。その金を中小の小売店あるいは廃業する人とか、あるいは小売店の近代化政策とか、そこに役立てるようなことはできないか。これをゆうべ一生懸命考えた。

そして、先ほど資料をいただきました。フランスのロワイエ法の中身を見ますと、これは質問通告していない話ですけども、私の意見です。一九七三年十二月にロワイエ法としてフランスでは集約されております。フランスのロワイエ法の目的というのは二つあります。

①中小小売店の社会的な地位を改善するための一般的基盤を提供すること ②大型店が中小小売店を特別に援助すること ③は大型店の発展を抑え、中小小売店の近代化をはかり、④は大型店に特別課税をし、その財源によって、高齢の中小小売店の経営者が廃業する際に助成しようとするものであった。一九七三年には約四万人に対して、四億七〇〇万フランの助成が行われたといわれている。こう書いてあるんです。

だから、私はこれをさっき見まして、ゆうべ考えたことと大体一致しているんですよ。時代の流れとか規制緩和とかいうものじゃなくて、フライ級とミドル級を戦わせれば結果というのとはわかっていいるんだから、何らかの形でその弱いところに、何かおしりに手を打つて立てるようなことじゃなくて、基本的なものに迫る、もっとヒューマニティーなところに迫る、平等、公平、そういう問題に迫っていく、そういうやり方が必要ではないか、私はこのように思つたんです。通産省もいろいろと知恵を出して頑張っておられることについては多々いたしますが、さらにそこを踏み込まないと、これは日本の都市が変わり文化が変わり、社会がいびつになつてくると思ふんです。これが一つです。

それからもう一つは、競争力をつけさせるとすれば、今の農業、私たちは米の自由化問題で大部分議論をいたしました。今考えてみますと、だんなが市役所とか公会社へ行つてサラリーマンをやっている、奥さんが家におる。奥さんも働いて

いる、そういう場合もあります。じいちゃん、ばあちゃんが増えている場合もあります。いずれにしても、働いているだんなは土曜とか日曜に帰って、自分の耕地、五反とか六反とか小さい面積であります。それを耕している。そして稲を育てる。そして秋には収穫する。日常はサラリーマンをやっている。規模は、それはアメリカの大農場とかあるいは海外の大農場に比べて非常に小さいわけです。小さいけれども、競争力という点になったら、永遠に恐らく米作農業をその人たちは続けられる、跡取りがあれば。

だから、中小小売店も、だんなはサラリーマンをやる。母ちゃんが商店街で頑張る、あるいは奥さんもどこかで働くならば、じいちゃん、ばあちゃんに応援してもらおう。あるいはだれか信用のできる人に加勢してもらおう。その場合に、お店と生活する拠点が一致している、雇っている人も非常にいい生活環境でその小売店の中に家族と一緒に生活できるようにしてやる。そういう地についた政策に助成するとか支援をするような形をとっていかば、これなら相当競争力はあると思ふんですよ。そして今、商店街は近代化されて、コンピュータとか何かでいろいろつなげて仕入れもうまくやれるような、そういう面の助成もやっていかばこれはできる。

何かそういうものを考えて本格的にやらないと、これは今皆さんから提出された法案を読んでもまして、これだけでは行き着くところ、それはもう目に見えている。恐らく中小小売店がよかつたというような画期的なことにはならない、こう思ひますので、この点を申し上げておきたいと思ひます。

何かありますか。

○国務大臣(堀内光雄君) 突然の御指摘でございますが、まさに榎原委員の御指摘の問題、フライ級の商店街をいかにして活性化させるか、そしてベビー級に打ち勝つ、対等に戦えるか、あるいはか、そういうものを考えたのがこの中心市街地活性化法であります。

まさに商店街の場合でも、今まで駐車場がないために車で便利な人たちは郊外に行ってしまったものを駐車場を用意するとか、あるいは交通のアクセスをもっと便利にするために交通機関の体制をつくり上げるとか、あるいはいろいろのコミュニティのための集会場を設けるとか、今までは個々の通産なり何なりがやっていたような問題を総合的に十一省庁が全部集まって、その中で得意分野を発揮しながらその市町村の熱意に基づいてそれを実現させていって今までの中心市街地が衰退しているものを活性化させよう。それで、その地域の市街地全体の高齢者の方々や交通弱者の方々、これによって大いに生活の基盤、環境の体制が整ってくることもあります。あるいはその地域の中で足りない部分については、応援をする体制の中で商店街が活性化をしていくとか、いろいろな面を含めたものがこの中心市街地活性化法であります。

まさに委員の御指摘をいただいたような対策を行い、その成果を上げられるように、今まではばらばらの縦割り行政の弊害を十一省庁がしっかりとこの際成果の上がる体制に窓口を一本にし、同時に、意欲のあるところには必ず成果が上がるような体制を率先して各省庁がまとまってやっていこうというようにございまして、その点はひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

と同時に、フランスのロワイエ法というのはグローバルスタンダードというふうなものではないようでありまして、あそこはほかの国の例とはちょっと違ったケースであるというふうに思ひます。グローバルスタンダードという意味合いで日本の今の大店立地法を考えてまいりますと、一つの参考にはなるかもしれませんが、基準になるものであるというふうには考えていないわけでございます。

答弁になったかどうか分かりませんが、その点で御理解をいただきたいと思ひます。

○梶原敬義君 尊敬する通産大臣のお言葉でございますが、中心市街地の整備改善というのは中心

市街地だけなんです。大型店の出店によって被害を受けるというのは、中心市街地から外れておつても商店で商売をやっている中小の人たち、これはもうみんな響くんです。そして、どのぐらいの予算を中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化に投入するかのいうのは、これはまた予算のことはなかなか厳しいわけですから非常に限界があるんです。だから、もっと広くずっと全体に波及するような形のものを考えていかないと、一部商店街だけ、そんな問題じゃないということ、を指摘させていただきたいと思ひます。

フランスの話は参考にしていただきたいし、それからアメリカも、これは「アメリカにおける都市と商業に関する思潮と政策」、原田英生さんという人が書いた論文でございましてけれども、これの「アメリカにおける規制制度の特性」というところをちょっと読んでみますと、「つまり、ダウンタウンの小売業を保護することが就業機会の確保、税収の確保等、公共の福祉の維持・増大につながる」と判断されるならば、ゾーニングによって郊外のショッピング・センター開発を規制することが合憲・合法となりうる」と、こういうことを書いています。

私もアメリカへ行つてスパーなんかを見てきました。先ほども言いましたように、地方の中小都市に商店がありますが、本場に今大変なんです。これは大型店が一キロか二キロか三キロか離れていても関係ないです。そっちに行きますよ。そうすると、買うお金は一緒ですから中小の小売店が寂れていくというのは、これはフライ級とミドル級の戦いと同じなんです。だから、これは今言われるようなことだけではなかなか解決しない、後に問題を残す、このように思ひますし、また今後ともこれはこれでさらに取り組んでいただきたいと思ひます。

ちょっと具体的に言いますと、きょうは大規模小売店立地法を中心にやりますが、この次には中心市街地の問題もやりたいと思ひます。本法第四條の指針の中に、私も国会に来まして商工委員

会を十三年ぐらいいやっています。これは通産省だけじゃないんですけれども、指針とか省令とか姿の見えないものでやってきているのも非常に不親切で、これは判断のしようがないんです。

第四條に、「通産大臣は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を定め、これが本法案の中で一番重要なポイントを占めているんです。これを公表するものとします。」指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。」「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項。これがわかぬ。こんなことを我々が、あそこのこととかなかなかわからぬ。「大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項であつて、次に掲げるもの。」「イ、ロと書いて、これはわかるんです。この法案は二月二十四日に閣議決定しているんです。今日はもう五月十二日でしょう。だから、指針のアウトラインぐらいはやっぱり審議過程には出すべきだと思ひます。五條の省令のところもそうなんです。

これは国会軽視も非常に甚だしい。我々も、この経済・産業委員会に類するものだけじゃなくて、今もう数が少なくなつてしまつていふことをやっています。それは多忙をきわめていふ。通産省や建設省も相当な陣容を持っておりまして、今日この審議をする時点までに、指針の基本的なアウトラインはこのぐらいになりますよという、参考にするぐらいのものは出してはしなかった。この点について事務局、どうなんですか。

○政府委員(岩田清泰君) 指針についてのお尋ねでございますが、私どもも確かに、法案を作成し、国会に提出した以後、この指針としてどういふような内容を盛り込むことにするのが適当かというこの検討を続けてまいつてきております。その意味におきまして、まだ骨格的な段階にございますけれども、それなりの考え方を整理しつつあるという状況が現状でございます。

たびたび御説明しているところでございますが、もちろん指針と申しますのはすぐれて実態に

絡む話でございますので、法案を成立させていただいた際には、私どもこれから実態に絡む調査というふうなものを相当程度し、まさに指針という名にふさわしい、法の運用上のもろもろの指標、対応例、参考となるような事項を盛り込んでいかなければいけない。それにはやはり先例、実態、そういったものの中から酌み取るべき内容が多数あるであろう、そんなふうにご覧いただいております。

いずれにせよこれからでございますが、あらあら私どもの今までの検討結果、項目程度のものというところになろうかと思ひますけれども、まずこれから私どもがこんなことについて多分考えるであろうというふうなことにつきまして、御質疑の中であるいはまたこの御審議の中で私どもも答えをさせていただきたいと思ひます。

○梶原敬義君 岩田審議官の言われることはわかります。しかしさっき言うように、二月二十四日に閣議決定して今日まで相当時間があつたんです。少なくともその間は、担当者もいっぱいおるし、指針のある程度の中身あるいは省令についてはこのくらいというふうな少しいアウトライン、この法案そのものを審議するときに指針というものを簡潔書きで書いておるだけでは本当はわからぬです。僕は十年年ずっと商工委員会でやって、一番悪い癖はそこだと思ひます。だから、くだらぬ法律もいっぱいつくつてきた、役に立たない法律も本当にまじめにやってきました。

だから、そのところで一番結局問題になるのは、指針とか省令に移す、指針とか省令になつたらもう我々は全然経過はわからないんです。だから、法案を審議するときにこれは今後十分配慮してほしい。それ以上言つたつて出てこないだろうから申し述べておきたい。

○政府委員(岩田清泰君) これまで私どもそれなりの検討はさせていただいてきておるものがございます。ただ、まだ骨格にかかわるような事項でございますが、こういうふうな範囲、こういったような内容のものになるであろうという発

想のようなものぐらいいはお的取りいただけると存じます。御指摘でございますので、この委員会の場に御指示がございましたら提出をさせていただきます。御審議をいただければと存じます。

なお、もう一度申し上げますが、これはまだ私も自身、通産省としても方針の策定官庁としていろいろの実態調査が必要だと思ひますし、広くいろいろの専門家の御意見も聞く必要があると思ひますし、さらに関係省庁との御相談、あるいは関係省庁の逆にお知恵をおかりするというようなことも相当程度中に含まれるということでございますので、なお項目程度の話でございますが、御指示がございましたらこの委員会にも提出をさせていただきますと存じます。

○榊原敏義君 その後段のところが困るんです。なおいろいろのよき意見を聞いてというところ、もしこの法律の外でやった方がいいような問題が出てきた場合、それはもうやれないんです。いろいろ聞いたところ、そこが落ちていた、そこが落ちていた、こうしたらどうかというような問題があったら、その方針の中には入れられないようなものが出てきた場合に、一番大事なことをそっちのけにして進んでいくような形のものになりかねない。もう少し今後、大臣、特に省令や方針についてはぜひ地方自治体とかあるいは商工会議所、商工会等の意見をやっぱり十分聞くようにしてください、現地の意見を。二月二十四日に閣議決定して今日までそういう意見を担当者は大体どの辺まで聞いているのか。聞かれたという話は余り聞いていない。

次に、建設省に聞きますが、特別用途地区の指定、きのう本会議でもちょっと出ましたけれども、それをこはいいか悪いとか市町村長に色を塗らせるといふんです。これは、市町村長といふのはそういう地域の利害に絡むことを地方の条例でやれるかなと思ふんです。だから、県あたりがもっと主導するような形をちゃんとしないと、これはなかなか実問題として難しいのではないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(木下博夫君) 都市計画決定は、御承知のとおり、具体的な土地に制限を行うことでございまして、一般的に言ひまして住民の方とか土地の所有者からいろいろ御意見があることは当然でございます。私も現在、地方分権推進委員会とか都市計画審議会からいろいろ御報告なり指示をいただいております。大きな流れは、街づくりは限りなくその地元でやっていただくという方向でございます。ただ、先生おっしゃられましたように、それは言うものの、具体的な地区指定を行うときは相当大変であろう、私もよくわかります。そのところはむしろ実態を御存じの先生の方に申し上げるまでもないわけでございます。

ただ、そういう中におきまして、どういう手があるかというのを考えておりますのは、まず隣の市町村と一緒にいろいろ物を考えていただくとか、あるいは県との間でいろいろ物事を考えていただくというふうなやつぱり場づくりというものを重ねていく必要があるかと思ひます。先ほど来は先生の指針のお話等もございましたけれども、都市計画サイドからいいますと、ちょっと話が長くなりますが、今市町村レベルでマスタープランというのをつくるように指導させていただいております。衆議院でも御議論ございましたが、現在全国で約三百近くの市町村がマスタープランをつくっておりますが、都市計画決定をしております本来マスタープランをつくる可能性のありますのが約二千でございますから、数からいくと非常に少ないという御指摘も委員会の席でいただきました。ただ一方では、策定準備中が約八百ありまして、私たちは、今回のいろいろ出させていたいただいております法案の関係も含めまして、ぜひこの都市計画の世界でのマスタープランの策定を促進したい、そのマスタープランの策定過程におきまして十分御議論いただいて、多くのコンセンサスを高める中で、先生の御懸念のありましたようなことをできるだけクリアにしていきたいと思います。もちろん、問

題はそういうたやすいことではないことは十分承知しております。以上でございます。

○榊原敏義君 次に、第十三条「地方公共団体の施設」というところで、「地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重し、この地域的な需給状況を勘案する」と、これはどういうことを言っているんですか。

○政府委員(吉田肇君) 今回の政策転換の考え方は、先ほど来る御指摘ございましたように、経済的規制から社会的規制への転換、こういうことでございます。その地域で商業の総量はどうであるかとか、購買者の数、動向がどうであるかとか、そういった商業の需給に着目して個々の出店に当たって物事を判断するということは、御指摘の十三條の「地域的な需給状況を勘案することなく」ということで認められないということになつておるわけでございます。この意味は、冒頭申し上げました政策転換、経済的規制から社会的規制への転換ということとを体したものであるわけでございます。

○榊原敏義君 先ほどアメリカの例を言いましたように、もう一回読みますと、「ダウンタウンの小売業を保護することが就業機会の確保、税収の確保等、公共の福祉の維持・増大につながる」と判断されるならば、ゾーニングによって郊外のショッピング・センター開発を規制することが合憲・合法となりうる」と、こう言っているんです。

だから、少し我が方はアメリカの圧力みたいなものに屈して過ぎておって、まじめ過ぎていふんじゃないか、そんな感じがするんだけれども、どうですか。

○政府委員(吉田肇君) アメリカのシステムについて御紹介がございましたけれども、基本的に、都市計画の観点から地方自治体が規制を行う

ゾーニングの仕組みの中でその都市・地域の構造を検討し、その一環として商業のあり方が打ち出されているというふうに理解しておるわけでございます。

十三條は、先ほど先生お読みいただきましたが、繰り返すになりますが、「周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行う」と、こういうことでございます。他方、中心市街地の活性化の観点から郊外をどのように開発していくか、あるいは郊外のあり方いかんというようなことについて、例えば改正都市計画法等のゾーニング的な手法を活用することは私どもは可能であるというふうに考えております。

○榊原敏義君 先ほど私の地元の例を出しましたように、駅があつて、駅の北側というか海側は旧商店街、南側は高架になりました、そっちにも商店街がある。それから約三キロぐらい行ったところに、今度は違う村に非常に大きなスーパーができました。そうしますと、もう相当吸い上げられているんです。商店街だけじゃないですよ。中小小売の売り上げの相当吸い上げられております。また遠くからも来ます。

全く需給に配慮しないといったって、そこで私は考えたんだけど、これはだからロワイエ法みたいな形で、来たそういう大型店がある程度弱者を食うていくわけですから、目的税みたいな形で税金でも払って、そういうつづけていくところを救済するような制度が何かとらなきゃ、国の予算でやつたつてもう間に合わぬですよ。国の予算、そんな金ないですよ。

だから、この十三條は相当重みを持って今度日本の経済社会を変える大きな柱になつてくると思ふので、こういうことが問題になれば、財政構造改革法もつくつてすぐ改正するようなことだから、そこは少し、余り通産省もこだわらぬで、次に修正するときはやっぱり修正を思い切つてしないかいかぬ。ずっと長い間見てきたら、大したこ

とない法律も一生懸命協力してやってきましたから、だから今後そう縛られることはない、変えるところは変えていくようにやってもらいたいと思います。大臣、いかがですか。

○国務大臣(堀内光雄君) お話は承りました。

○梶原敬義君 それから、もう最後になりますけれども、勧告、公表、これはやっぱり命令とか罰則とかいうところまである程度入れておかないと。

昔、財界の人たちは一流で政治家が三流と、こう言われてきました。何を言っているんだと本当に私は思いましたけれどもね。それは、財界というのはお金もうけのためにやるんだから、この辺というのは規制を厳しくしておかないと。勧告して、言うことを聞かなくて公表する。これではやっぱりちょっと。

例えば、高齢者雇用とか身障者雇用率なんかをつくったときには、初めこの公表制度というのがあったんです。そして、一番問題は、身障者雇用率とか高齢者雇用率はきれいなことを言うけれども銀行が悪かった。やれと、公表せいと揺さぶっていくと、スーパードンくなくなっていくんです。

だから、スーパーとか大型店というのはそういうもので揺さぶっても銀行のように効き目がありませんから、やっぱり法律である程度命令をかけるようなところまでやっておかないと非常に心配があると、このように思いますが、いかがですか。

○政府委員(岩田満泰君) 先ほど御答弁をさせていただいたところでございますけれども、一つには、今先生も御指摘でございますが、銀行と比較してどうかということでございますけれども、やはり小売業というのも地域立地産業でございますので、その評判というものの意味合いは大変大きなものがあると存じます。

あわせまして、若干簡潔に御説明いたしますが、法制上の制約とでも申しましょうか、罰則・命令体系をとるに伴う調整対象事項の限定が迫られざるを得ないという法制論としての制約の中で、できる限り幅広い項目について地域の実情

を反映したような調整が行い得るという、その目的との比較考量におきましてこのような体系を選択させていただいたというところでございます。

あわせまして、九条四項の中に、単に勧告がでるというところだけではなくて、その勧告を受けた者がどのような対応をすべきかということにつまきまして強い方向性を持った規定ぶりをお願いするところでございます。

私どもとしては、この九条四項の置かれている趣旨を周知徹底し、かつ、法律の成立後におきましてはその運用の状況につきまして注視をしていきたい、このように考える次第でございます。

○梶原敬義君 最後にありますが、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律案、これは一つだけ聞いておきますと、通産省、建設省、自治省、ここらを中心にして十一省庁でやる、そして連絡協議会をつくっている。しかし、いろいろやるには全部相談しなきゃいけない。これは大変なことで、窓口一本化というのか、何か連絡協議会の事務局あたりに連絡室みたいなものをつくってやるうとして

いるんでしょ、これはなかなかやろやろという話でありまして、市町村、中心市街地の方から要望が出れば実際問題としてこれで支障なくスムーズにいくようになるのかどうか。

○政府委員(岩田満泰君) 先生既にお触れでございますが、私どもでもできる限り、市町村の基本計画の内容に盛り込まれた個々の事業に対する国の支援というところについて円滑に行くと同時に、市町村の負担をできるだけ軽減するという意味で、情報の提供ですとかもろろの相談というように窓口を建設省あるいは自治省と御一緒に中心になりまして一元化するということを考えております。

同時に、個々の事業に対する支援ができるできないの問題につきましては、関係省庁の連絡協議会をつくりまして、その場で検討するということを考えております。その検討に当たっては、まさに、実際問題として私ども通産省としては、まさにこの中心市街地法が車の両輪と申しております

市街地整備と商業等の活性化という意味合いにおきまして、建設省との情報交換をあらかじめ前広かつ密接に連携を行うことによりまして、手順からいえば、私どもと建設省との協力関係というものをまず固め、それがどうできるかを決め、その上で今度はこの省に對してはお声をかけさせていただきます。事業の關係省庁に對してはお声をかけさせていただきます。できるだけ円滑にその關係省庁と連携協力關係がとれるような、そのようなことで建設省とは密接に協力をしていきたい、このように考えているところでございます。

○梶原敬義君 終わります。

○委員長(吉村剛太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時開会
○委員長(吉村剛太郎君) ただいまから経済・産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、大規模小売店舗立地法案及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下芳生君 日本共産党の山下でございます。

まず初めに、少し大臣と商店街初め中小小売商業の持っている役割について議論をしてみたいと思っております。これはもう既にいろんな形で、中小小売業の皆さんが地域の自主的な組織、PTAでありますとか町内会でありますとか消防団でありますとか、そういう役員を担ってくださっていたり、あるいは祭りなどの文化を支えてくださっていたり、まさに地域コミュニティの中核としての役割を果たしてこられたということは、これは共通の認識だというふうに思います。

私は、なぜそういう役割を商店街や中小小売商業の皆さんが担い得るのか、たまたま世話好きの方が多いのか、そうじゃないと思うんです。やはり

中小小売商業の皆さんというのはその地域に住んでいらっしやる。地域に溶け込んで営業しなければならぬ。ですから、周りの地域が健全に発展してこそみずからの営業や経営も発展できるという、そういういわば宿命といえますか、そういう存在だというふうに思うわけです。ですから、存在が意識を決定するといえますが、地域に対する愛着や責任感というのが非常に強い、こうなっているんじゃないかと私は思うんです。

ですから、きのうの本会議でも紹介いたしました、商店街の事務局と地域の住民の皆さん方の各家庭をフックスネットと結んで、単に御用聞きだけじゃなくて、御高齢の方がぐあいが悪くなったときの緊急通報にも役立ててもらおうと。これはまさに高齢化社会の中で周りの住民の皆さんが元気で健康で暮らしてこそみずからの商業も発展できるからであります。

私も、私ごとですが、小学生の子供がおりまして、小学校に上がる前から近く近所の小さいお店屋さんパン買ってきて、牛乳買ってきてとお使いにやることができました。やっぱり顔見知りの店主の方がいるからなんです。むだ遣いせぬように、いたずらせぬように、教育の機能まで果たしていただけではない。

少年の非行の問題が大問題になりつつあるし、これからの高齢化社会は大変な問題ですが、そういう中で、二十一世紀の地域社会においてやはりこういう機能を持つ商店街、中小小売商業というのは地域社会共有の私は財産だというふうに思いますが、まずこの点、大臣の御見解伺います。

○国務大臣(堀内光雄君) 商店街に対する委員のお考えは全くそのとおりだと思いますし、商店街というものは古くから地域のコミュニティの場所的な役割も果たしてきたものだというふうに考えております。

○山下芳生君 その商店街を守る、守るという言葉が少し適切ではないとすれば、大型店と中小小売店とのすみ分けということを先ほど小島委員がおっしゃいました。共存共栄を図る、これはやは

り大事な政治の役割だというふうに思うわけですね。

総理も、これもきのう紹介しましたが、「政権奪回論」の中で、「大規模小売店と中小小売店とがそれぞれの特性を生かして、うまく機能分担させるための規制といえる。つまり、巨大な資本を持つスーパーや百貨店という強者から、魚屋さんや八百屋さんなどの弱者を守ることが、この大店法の眼目ののだ。」と、そう強調されておりました。

現行の大店法は、相次いで規制緩和されたといえ、大型店の店舗面積を大幅に削減させたり、あるいは営業時間や閉店時間や休業日数を制限するなど、今日でも一定の役割を果たしているというふうに思います。

そういう商店街や中小小売商業の果たす役割が大事だと大臣も総理もお認めになっている。そして、その大事な役割をすみ分けさせていく、守るために大店法の役割があるんだ、強者から弱者を守らなければならない、そう言いながら、なぜこの大店法を廃止するんでしょうか。ぜひ納得のいく説明をいただきたい。

○政府委員(若田満泰君) 今回の政策転換につきましては、まさに現行の大店法の限界というものを克服しようとするものであります。

先ほど来も大臣が何度も御答弁申し上げておりますように、第一に、大店法では大型店の立地に伴う交通問題あるいはごみ問題といった環境問題に対応できない法律体系になっていることは明らかであります。

第二に、規制緩和といった流れの中で、経済的規制である大店法による大型店の出店規制を継続することには限界がありますし、また、実態問題として、集積地競争が大きくなる中で、大型店と中小店という対立の図式だけで見るということ、そういった図式が崩れつつあるということであり

第三に、経済的規制ということ、大店法につきましましては長年にわたり内外から廃止すべきとい

う強い御指摘があるということでございます。

そういった事情の中で、今回大型店の出店というものに着目をして、一方におけるゾーニング手法の活用をより多様なものにする、一方において環境問題に対応する大店立地法の制定をする、あるいはそういった中で、町の中心部である中心市街地に対してはこれを一方で活性化するための支援策を新たに講ずる、こういうことになったということでございます。

○山下芳生君 私改めて、大店法を廃止する三つの理由を今お述べになりましたが、三つ、一つ一つ考えても、どれ一つ大店法を廃止する理由としては説得力がないというふうに言わざるを得ません。

まず第一の、大型店の立地に伴う交通やごみなど生活環境の対策が大店法ではとれないという問題であります。

その生活環境を大型店が出店する際に重視をしよう、これは結構なことではあります。生活環境重視というのは賛成であります。しかし、生活環境を重視するんだしたら何も大店法を廃止しなくたってできるじゃありませんか。先ほど、これも小島委員が現行の法体系の中でできることがあるといふお考えを示されましたけれども、私もそうだと思うんです。

実際に、今の現行大店法のもとで大店審の審査要領というものが出されておりますが、その中にはちゃんと「当該地域の『街づくり』に『配慮する。』」と、例えば「市町村において当該地域の『街づくり』に関する計画等が作成されている場合、これに『留意する。』」ということが書かれております。つまり、生活環境も含む街づくりに対する配慮、留意というのが現行の大店法の中にもあるわけですよ。これを例えば法律の条文にするなど充実すれば、私は生活環境の面からの対応というのはできるというふうに思うわけです。

そういう手法をとらないで、わざわざ別の立地法という手法をとって大店法を廃止する、これは廃止の理由にはならないんじゃないか。私たち日本共産党は現行の大店法の改正強化の案を出しておりますけれども、まさに今の現行大店法の中に生活環境、街づくりの規定を盛り込めという改正案であります。

この生活環境重視、もっともなことですが、これを理由にして現行大店法を廃止する根拠にはならないと思いますが、いかがですか。

○政府委員(若田満泰君) 私ども、先ほど申し上げましたとおり、もろもろの規制緩和の流れの中で経済的規制という大店法というものに限界がある、あるいはその有効性が低下してきている、あるいは内外の批判、こういったようなものを総合的に勘案しているということでございます。大店法にこれをくっつけなければそれでよろしいではないかということには直ちに直らないということでございます。

○山下芳生君 これが理由になるということもなかなかお認めにならないわけです。総合的にということしか言えない。

そこで、二つ目の、規制緩和の流れの中で経済的規制という手法では限界があるということですが、この問題については、先ほどの答弁でもありました、諸外国の大型店規制の手法についてです。私はきのうの本案議で、経済的手法と社会的

手法、この両面から規制をしているのがヨーロッパ諸国の実態であり、それを強化しているのが九〇年代の流れだということを紹介しました。残念ながら、きのうの総理の答弁もそれから先ほどの通産大臣、通産省の答弁も、その質問に対する答弁はアメリカとドイツの事例しか出てこない。しかし、フランスやイタリアやベルギー、イギリスは明確に中小企業への配慮規定を盛り込んだ経済的規制の手法で大型店を規制しております。

中でも、フランスはロワイエ法を九六年に規制強化しておりますし、イギリスでも八〇年代、出店規制の法律がなかったために大型店が郊外にどんどん立地して中心市街地が空洞化していった。この反省の上に立って九〇年に都市計画法を制定し、その後二回にわたって規制強化をしてお

ります。その内容は、経済的影響も考慮して大型店の出店を許可するという内容になっております。

ですから、経済的規制という手法はまさにヨーロッパにおいて一つの根幹であり、この側面を九〇年代に入って強化してきたというのがヨーロッパの流れ、グローバルスタンダードなんです。日本だけですよ、九〇年代に入ってから三回大店法の規制緩和をしたのは、こういう事実があるにもかかわらず、経済的手法というものは限界だという結論を出すのは余りにも主観的過ぎる。私は、この経済的規制には限界があるというのは勝手な結論だというふうに思うんです。これはこんなことをやっても困るんですが、どうですか。

○政府委員(若田満泰君) 衆議院以来の御議論でございまして、あるいは経済的規制という言葉の定義の問題ということにもなるかと存じますが、少なくとも昨日の本案議における答弁にもございまして、イギリス、ドイツ、アメリカといったような国々が行っているいわゆる大型店の出店規制にも適用されるルールというものは、まさに俗に言ういわゆるゾーニング手法によって行われているわけでございます。需給調整を行うような趣旨において行われているものではないわけでありまして。

かつ、その中において議論がされていることは、先ほど来御議論もあつたところでありまして、都市の町の全体としての構造、あるいは言い方をかえれば町全体としての機能の配置、そういうものをどういうようなものにするかということ、これを議論する、その中で小売商業の機能というものをどういうふうな位置づけるか。なぜならば、小売商業の機能は都市機能にとって不可欠な機能だからであります。当然のことながら、そこではその町全体における住民の居住状況その他を考慮してゾーニングという形で、ここにはこういう施設、ここにはこういう施設というものが要するであろうというふうなことをして規制をしているとい

うことでございまして、どこかにある特定の店、特定の商業集積を守るためにこちらに何かをつくってはいけないとかという発想ではないわけでありまして。そういう意味においてまさに発想が違

う。もしそれを、社会的規制ではなくて、それにも経済的要素も入っているのではないかとおっしゃる定義の議論であるとすれば、衆議院でも御議論のあったところでありますが、ゾーニングの中に

において経済的な要素が勘案されないということはあり得ないわけでありまして、確かに都市の機能の中には経済的要素はあり得るわけでありまして。そういうものこそ、実はゾーニング手法の中において経済的な要素はある。購買機会というよう

な御議論が衆議院においてもあったわけでありましてけれども、そういうことはあると思います。しかしながら、それは、おっしゃるような経済的規制と社会的規制を一緒にすることがいいのではない

かという議論とは同じではないと私どもは理解をいたしております。

○山下芳生君 フランス、イタリア、ベルギー、これはまさに経済的手法を中心とした規制を行っておりますし、強化しております。これは事実であります。これは外務省も衆議院でそういう答弁をされました、事実問題として。

ですから、私は何もゾーニング規制をしてはならないと言っているんじゃない。経済的手法もちゃんと世界ではとられている。しかもそれが強化されている。これが外務省も認めた事実なんです。なのになぜ日本の大店法を廃止しなければなら

ないのか、理由にならないじゃないか。ゾーニング規制をしてはならないというのを言っているん

じゃ、世界の流れからいってもおかしいじゃないかということを言っているわけですね。

実際、大店法に基づくこの経済的規制というのが役に立たなくなったのかという、そうじゃないと思うんです。実際、この間も大型店の出店の申請に対して店舗面積の大幅な削減などがやられ

ております。それは、地域の中における商業の集積がもう既に一定の比率よりも超えている、店舗面積がこれ以上ふえたら大変だということで削減がされているわけでありまして、やはり経済的手法による規制が現実の日本の各都市、地域においても必要だという判断がされているから削減されているわけですね。もう限界とか要らないとか、用がなくなったという理由は全く成り立たないというふうには私は思います。

それから、三つ目の大店法廃止の声ですが、これはその声が出ている中心的な発信源というのは、一つはアメリカであり、もう一つは大手流通業界、大型店の側であります。しかもこのアメリカというのは、同じ大型店出店規制をやってきたヨーロッパに対して規制緩和の要求をしていない、一切やっていない。このことも外務大臣が衆議院で答弁されました、事実であります。

大型店の側が大店法の規制緩和を要求するのは、これは当たり前であります。もう一方の声をなぜ聞かないのか。廃止してもらっては困るとい

う声をなぜ聞かないのか。日本商工会議所やあるいはさまざまな中小小売団体の皆さんが、これ以上の大店法の緩和はやめてくれ、そういう本心に心底の叫びを上げられて、たくさんの方々が共同した大店法緩和反対の決起集会までやられたわけ

です。消費者の中からも、安心して住み続けられる町をつくらせていく上で、冒頭紹介したような商店街ないし中小小売商業の果たす役割というものをだんだん認識される方が広がっています。地域の住民からも、商店街がこれ以上寂れてしまったら困

るとが最も適切だし、また真つ正面からこの問題に取り組む方法であろうということで私ども考えておるわけでございます。

いずれにしても、個別の出店を個別に調整し、いいの悪いのあるいは減らすのというような議論をすることによって本当に住民にとっていい街づくりができるのか。あるいはそこにおいて立派な役割を果たす、個々の御努力をされて、先生が先ほど挙げられたような本場に住民が喜ぶような広い意味のサービスも含めて提供ができるようなもの

し小売店があるあるいは商店街があるとしたら、そういうものを町の中にきちっと小売機能の位置づけとしてやっていく、そういうアプローチこそ欧米がとっている手法でもあるし、少なくともサービス貿易一般協定が禁止をしているようなやり方ではない。その意味において、私どもはそういう道を選んで、まさに地域の人々が、広く各層の住民の人たちが運動と申しまうか、そういう方向に取り組みをしていただくように私どもも一緒に努力をする、そのことを重要だとい

うふううに考えております。

○山下芳生君 しかし結局は、大店法を廃止してそういうことをやらなくたっていい、あえて廃止する理由はない。私は、三つの理由は極めて説得力のない理由だというふうな、今の話を聞いてもそう理解せざるを得ません。

それで、WTO協定についての政府の公式見解は、大店法はWTO協定には違反しないという立場であります。それに対して、なぜそうなのか、先ほど御議論がありました、商店街の果たしている役割をもっと諸外国にわたってもらえようになぜ積極的にきちっと主張しないのか、これは自国の主権にかかわる問題です。それを、それこそWTO協定あるいはEU、アメリカというところを持ち出して大店法を緩和していく、廃止していく、これ自身が私はまさに今の通産省の姿勢が示されているのではないかと云々を言えませんが、だから私は、大店法廃止という説得力ある理由はないまま廃止をして、新たな実効性ある手法と

いうたい込みで立地法とゾーン規制ということがやられようとしているわけですが、この実効性についてやはり多くの商業業者から大変な不安の声が出ているのは御承知のとおりであります。

そこでまず、立地法の問題について聞きますけれども、立地法でうたわれているのは周辺の地域の生活環境保持ということですが、具体的に駐車場をきちんと整備してごみ処理対策あるいは騒音対策をやれば出店オーケーということではありません。しかし、この程度のことでしたら、特に郊外型の大型店というのは既に全部クリアしているんじゃないでしょうか。これは新たな歯止めといえますが、規制には全くなならないというふうに思いますが、これはいかがでしょうか。

○政府委員(若田清泰君) 交通問題、騒音問題等々が特に審議会において最初に持ち出された生活環境のもう一つの議論であるわけでありまして、私が、私どもが大法法の運用を通じてこの種のいわゆる住民問題と言われる論点を見ておりますときに、決して郊外であればいいということではないというふうに思います。

とりわけ、米国においての研究報告を見ましても、米国における住民紛争の問題は大方七割方が交通渋滞問題であると言われておりまして、アメリカのように大変広い国であっても交通渋滞問題というのはあるわけでございます。

日本の場合にはもっと狭い国であるということもございますが、やはり郊外に行けばよろしいの、むしろ迂回路が十分に張りめぐらされていない問題が現実には交通渋滞を起すというような事態が存在するわけでございます。もちろん、大変立派な迂回路も含めて大きな道路も走っているところもあるかと存じますけれども、決して郊外に行けばすべてが解決できるということではないし、またそのほか交通渋滞以外の問題についてもかかるべき対応をしていただかなければならぬ。その意味で、出店に当たってしかるべく地域の方々の意見も踏まえたチェックと申しまうか、そういう調整を経ることは十分に意味があるというふうに考えておるわけです。

○山下芳生君 そういふケースもそれはあるでしょうけれども、大半の郊外型店というのは土地が広いところに出ていくわけですから、駐車場の問題、騒音の問題が発生し得ないところに出ていくわけですから、そういうところにあえて駐車場、ごみ問題を持ち出して痛くもかゆくもないというところにこれはならざるを得ませんよ。

仮におっしゃるよう交通問題が生じたとしても、しかし、今度のスキームでは、都道府県はただ意見を述べて、問題があれば勧告をすることができただけ。しかも、その勧告の内容も、大型店の利益を不当に害するおそれがないものという、勧告の内容に対する制限までついております。その勧告が無視されても罰則はない、これでは全く実効性がないんじゃないでしょうか。

○政府委員(若田清泰君) 勧告についてのお話でございます。午前中の御審議においても幾つかこの点について御指摘をいただいたわけでございます。決して私ども、地域立地産業として勧告あるいは公表ということをもって実効性がないとは思っておりません。一方において、私どもがこういうぐらゐの調整と申しますか規制の体系は必要であらうという現実から割り出した法律のカバレッジからいいますと、法制的な制約もあって例えば命令あるいはそれに伴う罰則というふうなものは置き得ないのではないかとこのように考え、結果としてこのようになっておるわけでございます。

今、勧告は不当に害しないということにしかできないとおっしゃいました。まさに不当に害しない場合にしかできないのでありまして、合理的な内容でなければたとえ勧告といえども不当に害してはならないわけでございます。その点を念のためと申しまうか、そういう当然の趣旨のことを規定しているにすぎないわけでございます。○山下芳生君 この実効性ですけれども、先ほどの議論の中で、地域に密着しているのが小売業の特徴だ、だから公表されれば周辺の住民の皆さん

から、ああモラルのない大型店だとそっぽを向かれて、これはダメージを受けるであろうから強制力になるかのような御答弁がありました。しかし、地域に密着して営業しているというのは、商店街や中小小売業者ならわかります。しかし、何十万平米という大型店が地域に密着するといった、商業何十キロですよ。そういうところの周辺の住民から駐車場や騒音の問題が仮に出たとしても、それで何とか心を入れかえるなどという大変な強制力になるとは思えない。もっと莫大な広範な範囲を相手に販売をやっているわけですから、ですから、これは極めて甘い、実効性の弱いやり方ではないかと私は思うわけです。

この地域密着性というのはいかがですか。○政府委員(若田清泰君) 店によりましては大きなばらばらがあるというのとは当然でございます。ですが、現実問題として何十万平米という店が存在するということではないと思っております。

やや郊外に属するような店舗であれば大体においてスーパー系統の店でございます。それからそれなりの規模のものであると思っておりますが、それにもかかわらずまさに地域に密着しているわけでございます。まして、その周辺の地域、商圏の範囲がある程度広いにしろ狭いにしろ、いずれにしても周辺から来られる、少なくとも到着し得るお客さんを相手にするのが小売業でございますから、そこが製造業とは徹底的に違う。どこにあっても物を運ばないという世界とは全く違う。お客様に来てもらえなければ販売にならないというのが小売業の特性でございます。それから、そういう意味において、まさにそこにおける評判と申しますか、そういうものはそれなりの重みがあるものであるということを御説明申し上げたわけでありまして。

○山下芳生君 時間が参りましたので、建設省に来ていただいたんですが、残念ながらゾーン規制の問題を聞くことができません。これはぜひ連合審査を要求させていただいて、また機会をつくっていただければと思います。

一言だけ言いますと、ゾーン規制がかけられるのは現在の用途地域の上であります。これは全国土の四・七％ですから、ゾーン規制による規制というものはごくごく限られた部分しかかけられない。用途地域の変更というのは数年単位の時間が必要ですから、その間に大型店はどんどん出店するということも考えられますから、これも規制という点で実効性は極めて乏しいものにならざるを得ないと思っております。

その程度の実効性しかないにもかかわらず、大店法を廃止すれば、本来二十一世紀の地域社会で果たすべきテナンシャルを持っている商店街や中小業者が今以上に大変な事態に陥る。私はこの法案はやるべきだということを主張して、終わります。

○平井卓志君 時間が三十分でございますから、部分的にごく限られた質問になります。わかりやすくお答えいただきたい。

つまり、今回の両法案の目的、中にもいろいろ書いてございますけれども、地域の発想、独自性の発揮、要は地域振興なんです。通産省には私も昭和五十一年にお世話になりました。多少は地域振興をかじっておりますけれども、ではその結果はどうかということになりますと、個々の政策、法律案ごとにどんな結果が出たかということはなかなか判断が難しい。すべて決定するのは、やはりそのときの経済情勢なんです。

先に結論を申し上げますと、基本的にこの法律案は自由党としては賛成せざるを得ないという判断に立っております。

現在、失業率が三・九、これは最近において新記録です。アメリカが四・五と言われている。しかしその実態は、企業内で抱えておる失業予備軍といふことまで計算しますと非常にアメリカに近い数字で、失業率からとらえた数字であります。これは失業率からとらえた数字であります。その不況感というのは非常に強い。

そういう中でこの法律案が出てきた。通産省の一つ二つの法律だけで地域の活性化ができるとは

から、ああモラルのない大型店だとそっぽを向かれて、これはダメージを受けるであろうから強制力になるかのような御答弁がありました。しかし、地域に密着して営業しているというのは、商店街や中小小売業者ならわかります。しかし、何十万平米という大型店が地域に密着するといった、商業何十キロですよ。そういうところの周辺の住民から駐車場や騒音の問題が仮に出たとしても、それで何とか心を入れかえるなどという大変な強制力になるとは思えない。もっと莫大な広範な範囲を相手に販売をやっているわけですから、ですから、これは極めて甘い、実効性の弱いやり方ではないかと私は思うわけです。

この地域密着性というのはいかがですか。○政府委員(若田清泰君) 店によりましては大きなばらばらがあるというのとは当然でございます。ですが、現実問題として何十万平米という店が存在するということではないと思っております。

やや郊外に属するような店舗であれば大体においてスーパー系統の店でございます。それからそれなりの規模のものであると思っておりますが、それにもかかわらずまさに地域に密着しているわけでございます。まして、その周辺の地域、商圏の範囲がある程度広いにしろ狭いにしろ、いずれにしても周辺から来られる、少なくとも到着し得るお客さんを相手にするのが小売業でございますから、そこが製造業とは徹底的に違う。どこにあっても物を運ばないという世界とは全く違う。お客様に来てもらえなければ販売にならないというのが小売業の特性でございます。それから、そういう意味において、まさにそこにおける評判と申しますか、そういうものはそれなりの重みがあるものであるということを御説明申し上げたわけでありまして。

○山下芳生君 時間が参りましたので、建設省に来ていただいたんですが、残念ながらゾーン規制の問題を聞くことができません。これはぜひ連合審査を要求させていただいて、また機会をつくっていただければと思います。

一言だけ言いますと、ゾーン規制がかけられるのは現在の用途地域の上であります。これは全国土の四・七％ですから、ゾーン規制による規制というものはごくごく限られた部分しかかけられない。用途地域の変更というのは数年単位の時間が必要ですから、その間に大型店はどんどん出店するということも考えられますから、これも規制という点で実効性は極めて乏しいものにならざるを得ないと思っております。

その程度の実効性しかないにもかかわらず、大店法を廃止すれば、本来二十一世紀の地域社会で果たすべきテナンシャルを持っている商店街や中小業者が今以上に大変な事態に陥る。私はこの法案はやるべきだということを主張して、終わります。

○平井卓志君 時間が三十分でございますから、部分的にごく限られた質問になります。わかりやすくお答えいただきたい。

つまり、今回の両法案の目的、中にもいろいろ書いてございますけれども、地域の発想、独自性の発揮、要は地域振興なんです。通産省には私も昭和五十一年にお世話になりました。多少は地域振興をかじっておりますけれども、ではその結果はどうかということになりますと、個々の政策、法律案ごとにどんな結果が出たかということとはなかなか判断が難しい。すべて決定するのは、やはりそのときの経済情勢なんです。

先に結論を申し上げますと、基本的にこの法律案は自由党としては賛成せざるを得ないという判断に立っております。

現在、失業率が三・九、これは最近において新記録です。アメリカが四・五と言われている。しかしその実態は、企業内で抱えておる失業予備軍といふことまで計算しますと非常にアメリカに近い数字で、失業率からとらえた数字であります。これは失業率からとらえた数字であります。その不況感というのは非常に強い。

そういう中でこの法律案が出てきた。通産省の一つ二つの法律だけで地域の活性化ができるとは

から、ああモラルのない大型店だとそっぽを向かれて、これはダメージを受けるであろうから強制力になるかのような御答弁がありました。しかし、地域に密着して営業しているというのは、商店街や中小小売業者ならわかります。しかし、何十万平米という大型店が地域に密着するといった、商業何十キロですよ。そういうところの周辺の住民から駐車場や騒音の問題が仮に出たとしても、それで何とか心を入れかえるなどという大変な強制力になるとは思えない。もっと莫大な広範な範囲を相手に販売をやっているわけですから、ですから、これは極めて甘い、実効性の弱いやり方ではないかと私は思うわけです。

この地域密着性というのはいかがですか。○政府委員(若田清泰君) 店によりましては大きなばらばらがあるというのとは当然でございます。ですが、現実問題として何十万平米という店が存在するということではないと思っております。

よもお考えになっていないと思うんです。これは関連省庁がどこまで腰を入れて連携してやっていくか。それにしても、今の取り巻く経済状態は非常によくはない。

その中で、通産省としての地域振興策に関する基本的な物の考え方、その重点についてわかりやすく教えてください。

○国務大臣(堀内光雄君) ただいま委員のお話がございましたが、確かに通産省はこれまで、時代時代の経済環境の変化に対応しながら、テクノポリス法に基づくハイテク製造業の立地促進を行ってまいりました。また、地域産業集積活性化法に基づく物づくり基盤集積の活性化などを行ってまいりました。地域の産業振興の積極的な取り組みを進める各般の政策を今までも行ってまいりましたのでございます。

この際の基本的な考え方というのは、すべて地方の自主性を尊重して、地方公共団体が作成する計画に沿って、各地域の実態に応じた対応が可能な施策の展開を図ってきたということにあります。そういう意味で、個性のある地域の発展に結実したものが各地においてでき上がってきているというふうにご覧になっております。

したがって、今般提出いたしております中心市街地活性化法案につきまして、商業、サービス業、都市型新事業の活性化など、基本的に市町村のそれぞれにシニアチブのもとに、地域の特性を生かした意欲のあるすぐれた計画をそれぞれ地域から出していただいて、そういうものに對して関係各省庁十一省庁が全体でしっかりと取り組み、今までの縦割り行政による弊害と申しますか、いまだかつて十一省庁が約一兆円の予算をもとにして地域の活性化対策といえますか、中心市街地対策というふうなものをやったことはいわゆる重点的に投入することができるようになったというところに特徴があるというふうにご覧になっております。

○平井卓志君 結局、それぞれの地域の考え方を独自に実行していく。そうしますと、地方自治体の権限強化の問題、これは不可欠なんです。大店立地法案及び中心市街地活性化法案、これについて地方自治体の権限を強化するどのような措置をとっているんでしょうか。

○政府委員(岩田満泰君) 今回の制度見直しにおきまして幾つかの転換点がござります。

まず、地方分権といえはそのとおりでござりますが、権限の側面において、あるいは法律の運用主体という点において、国から地方にこれを移譲すると申しましうか、転換するというのが特徴でござります。

具体的には、現在の大店法におきましては基本的に通商産業大臣が運用主体となっておるわけですが、大店立地法案におきましては、市町村の意見というものを聴取しつつ、あるいは加味しつつ、都道府県及び政令指定都市がこれを運用するということになっております。中心市街地活性化法案におきましては、まず地元市町村が活性化のための基本計画を作成する、これを最大限尊重するということになっております。

従来の立法例の中によく見られました、これに對して国が承認するとかあるいは都道府県が承認するといふようなプロセスが一切省かれまして、市町村が策定された計画は計画としてそのまま成立する。これに支援を行う国やあるいは都道府県というものに対してはその計画が単に送付されてくるということ、あくまで市町村の計画を尊重してそれに対して特に国はメニューを用意して、それを見て市町村が基本計画をつくられ、その中に事業を盛り込まれる。このようなシニアチブと申しますか、主体性というものを尊重する仕組みをとって、こうしたいわゆる広い意味での街づくりというものが地元の主体性において進め得るような仕組みというものを御提案申し上げているというところでござります。

○平井卓志君 この中でどうしても看過できない問題として、先ほど山下委員の方からお話があ

りましたように、大型店の問題なんです。現状をいかに非難しても既に相当程度全国展開されておる。大型店大型店といいますが、同じ会社が今度ではコンビニ・フランチャイズ制、二十四時間、どんどこ出店している。私の存じよりでは、年間三千万店開店する、千八百店以上が廃業する、もう飽和状態になっている。聞くところによれば、アメリカの場合はそういう店は大体住民三千人に対して一店、日本は現在対象、二千五百人切れるんじゃないか。立ち行くはずがない。

しかし、そのことを議論しても話はずもとへ返りませんので、大型店と中小店や商店街、これが終始そういう目対立しておったものでは際限がございませぬので、これは距離感の問題、店舗規模の問題はあるけれども、何か両者の共生を追求するすべはないのか。今度の中心市街地活性化対策において、もっとこれが強調されなきゃならぬのじゃないか。この点いかがでございましょうか。

○政府委員(岩田満泰君) 商業集積あるいは商業機能というものが地域の住民の利便と申しますか、そういうものが合うという意味においては、多様な規模あるいは業種、業態の店舗というふうなものがあることが一つの重要な点であるかと思っております。そのことによりまして、もろもろの需要に對応できる、あるいは中小店は中小店としての持ち味、大型店は大型店としての持ち味というものが生かされるということもあるわけでございます。御指摘のように、専門性の高い中小小売店、大型店にはまねのできないような店舗経営あるいは品ぞろえあるいはサービスの提供というふうなことをやることによって成功をおさめておられる個店がこれは全国にも多数あるわけでございます。その中に、また大型店は大型店としてのメリットを生かし得るもの、こういうものが共生する集積を形成するということがかなり重要なことでございまして、これまた既に全国各地にそれによって成功をおさめられている例を見ることもできると思っています。

そのために今回、中心市街地活性化法の施策を

検討するに当たりましては、地元においてコンセンサスのもとに作成する基本計画のもとで中核店舗を例えは誘致するというようなことを含めまして、大型店を含む商店街あるいはその周辺の面的な整備をやるというふうな計画がつけられることが必ずやあるだろうということを想定いたしまして、今回、中小企業者同士によることを主として想定をする事業もございませぬけれども、一方において大型店と中小店が一緒になってやるような事業というものもあり得ることを想定して、これに對しまして補助金あるいは無利子融資、税制措置といったような支援策を講ずることとして、現在計上いたしておるわけでござります。さらに、こうした措置について周知を図り、御活用がいただけるように努力をしていきたいと考えております。

○平井卓志君 私は、その点は行政指導も含めて、すべてがうまくいくとは申せませぬけれども、やはり共生の面で考えないとほかに方法はないと思っております。

御承知のように、では大型店はみんなうまくいっているかということになりますと、最近の出店状況を見ますと、地元商店街用にある面積をあけてある、どうぞと。入らなくなった。これは権利金の問題もある、売り上げの歩合の問題もある、商圏の範囲の問題もある、品物の競合もある、商品選別もある。結論は、もう行って出してもうからぬ。では、大型店そのものの中身はどうか。私は熟知しているわけじゃないけれども、これもそろそろある意味ではもう淘汰の時代に入っているんじゃないか。その今一番難しい過渡期だと私は思っています。その過渡期にさらに悪いことに消費景気がかつてないほど沈滞してしまつたということですから、結論を申し上げれば、法律の一本二本通したってなかなか活性化は容易でない。

後でそのことについて別のことも一つ申し上げますが、もう一つこの立地法についてお尋ねしましょう。

立地法に基づいて出店者から届け出がございませぬ。それで、出店者に対し意見を述べ、勧告を行う主体というのは都道府県及び政令指定都市。ところが、先ほどの議論にも出ましたように、大型店の周辺の生活環境の保持、こういう目的に照らすと市町村でいいじゃないかという意見もないことではない。しかし、一面、行政能力の面から見ると、どの程度の差が都道府県と市町村の間にあるのか。私は明らかに差はあると思う。差はあると思うんですが、都道府県を基本的な運用の主体とした理由、これは何でしょうか。

○政府委員(岩田清泰君) 既に先生御推察のとおりでございます。私も大店立地法案を検討いたしましたときに、この運用主体をどうするかというところにつきましては、基本的にこの問題が地域の問題であるということの意味において自治体とすることは当然のことであつたわけですが、そこで市町村がいいのかあるいは都道府県とすべきなのかということも私も多分に検討いたしましたわけでありませぬ。

既に御触れのとおりでございます。基本的には行政事務の蓄積というものを考えなければいけない、あるいは生活環境といつてもケースによっては複数市町村にまたがるような問題を処理しなければならぬかもしれない、そういうことを考慮いたしますと都道府県がこれに当たることの方がよろしいのではないかと、このように考えた次第でございます。

ただ、地元と申しましようか立地市町村というもの、ある意味で隣の町よりは重要なお立場にあるわけでございますので、この新法の中におきましては、都道府県が意見をおまとめになるとき、あるいは都道府県が出店者側の対応が十分でないということで勧告をされるとき、そういう重要な機会におきましては必ず当該市町村の意見を聴取し、そしてこれを加味して都道府県が対応されるようにという仕組みにいたしまして御提案をいたしておるところでございます。

○平井卓志君 では、もう一つお聞きしたいと思います。

都道府県や市町村が立地法上の意見を確定させる場合に、一般的に都道府県や市町村が審議会のようなものを設けるということ、そういう考えはございませうけれども、この立地法には審議会の規定が置かれていないんです。置かれていないというところは、審議会を置くことについては都道府県等の自由勝手ではないのか。この辺、どうでしょうか。

○政府委員(岩田清泰君) 御指摘のように、大店立地法におきまして、地域住民が都道府県に対して意見を述べることが期待されるわけでございます。その聴取のための手続を規定しておるところでございますが、この手続とは別に都道府県が審議会などを設置するということができるのか、自由かというお問い合わせでございます。

実は、地方分権の議論以来、この法律は私どもいわゆる自治体における自治事務に相当するものだと考えております。その意味におきましては、特に自治体の意思決定プロセスでも申しますか、そういう手続について法律の中に規定するということは、そういう自治事務の性格との関係で規定いたしておりません。しかしながら、御指摘のように、そうしたおのおの自治体の判断によりまして必要な意思決定の機関が設置されることはあり得ると存じます。それは自治体のまさに自主性にゆだねられていて、このように考えておるところでございます。

○平井卓志君 最後にもう一つお聞きしますが、この立地法の運用について、地域にどこでもある商工会議所、商工会、これは考え方によっては非常に重要な役割を担うことになるわけなんです。立地法の法文においても商団体は意見の提出を行い得るものと明示されています。そうしますと、わかりやすく言って、これらの団体の本法における位置づけといましようか、これはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(岩田清泰君) 御指摘の商工会議所及び商工会は、地域の商業の総合的な発展を図るための中核的な存在であると同時に、法律上も地域社会一般の福祉の増進を図るという重要な役割を担う団体と規定をされておるわけでございます。そういう観点から、この大店立地法におきましても、大型店の新增設に関して都道府県などに意見を提出することが期待される団体の代表格として具体的に明示をする規定を置かせていただいたということでございます。この大店立地法の成立の晩におきまして、これから具体的な個別の出店案件に關しましては、こうした商工会、商工会議所が積極的な役割を果たされることを期待しておるわけでございます。

なお、若干敷衍して申し上げれば、中心市街地の施策についても、商工会議所、商工会については重要な役割を期待するという旨の規定が置かれているところでございます。さらに加えて、先ほど来御説明いたしておるゾーニングという、ある意味でこれまで余り日本では積極的な取り組みの活用がなされていなかった分野につきましても、まさに地域を代表する経済団体でございますので、こうした都市計画づくりあるいはゾーニングの作業、そういうものについても今後積極的な役割を果たして地域のコンセンサスの形成の一方を担っていただきたい、このように考えておるところでございます。

○平井卓志君 これは質問通告しておりませんけれども、冒頭、大臣に申し上げたように、どんな法律案も、一省庁が起案したものが成立してそれですべてがうまくいくなんていうのはこれは奇跡に近いんです。この問題も、突き詰めていけば、やはり基本的に都道府県というものが相当な理解を示さないとだめなんです。きょうは自治省の方に来ておられませんか余りこの問題については言いませんが、突き詰めていきますと、現行の地方交付税の配分方法、そこまで問題は来るんです。ですから、基本的には各省庁は当然立案する場

合にそれなりの連係プレーはとっておると思うけれども、先ほどの雇用問題一つとってみても、労働省だけではもういかんともしがたい問題でございまして、この商店街活性化、地域活性化振興策もそうなんです。それが従来、縦割りといましようか、役所の権限ごとに線引きをしてしまふというふうな事態ではもう今ないという理解に皆さんが立っていただいて、総合的に協調して力を入れるような、垣根をなくするような行政でないと思生きた効果は生まれないと思うんですが、大臣、最後に一言。

○国務大臣(堀内光雄君) 委員の御指摘のとおり、まず第一に中心市街地の問題について申し上げるならば、本当にこれは地元の市町村のイニシアチブといえますか、盛り上がる形のものが出てまいりませんと、まずこれは成功しないことになってまいります。

したがって、この地元からの盛り上がる力というものを対象にするために、人口の大小とかそういう問題は一切問題にしないで、少なくとも今の空洞化を起すような地域とか空洞化を起している地域とか、その中で再び活性化をしていこうというふうな盛り上がりがある第一に重要で、そういう盛り上がりの中で出てまいりましたものを、今度は中央省庁としては少なくとも一本の形の中でそれを受け取らなさいか。そのために連絡協議会を設けるというのが一つございませぬ。

同時に、自治省、通産省、建設省の三省が一体になって窓口を一つにしまして、地方から上がってくるものを、あっちへ行けこっちへ行けじゃなくて、一本で受け取ってそれぞれの十一省庁の中の得意分野というか、メニューに従って対応していくというふうな組織づくり、同時に、一本化して受けとめる体制づくりというものをしっかりとやっていかないとこれは成果を上げることができないというふうな思っております。この面についても積極的に通産省としましても自治省、建設省

とよく連携をとりながら、意欲のある地域の方々のお役に立つようにしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○平井卓志君 今から申し上げることは、大臣、答弁を要しませんが、つい先般NHKで零細企業に対する悪徳金融業者、これはシステム金融と呼ばれておりますが、相当の方が見られておつて私どもいろいろ電話で問い合わせを受けても答えることがない。

わかりやすく言いますと、あしたの小切手、手形が落ちない。週末に五十万、百万が要するというお店の財務の調査表が裏で売買されて、いよいよ困ったところにパンフレットが舞い込んでくる。限度額は百万、貸し主は姿をあらわさない、契約条項はファクスで来る、送る先は郵便局だめ。問題は、その利息は一週間で五割。五十万借りると一週間後には七十五万。その当座の小切手は落ちた。次は七十五万を落とさなきゃいかぬ。別の業者からまたパンフレットが来る。これがシステム金融と言われまして、十人から十五人ぐらいが一連のこれは下世話に言えばぐるです。金主は一人なんです。貸す名前は全部違う。積んできますと、一週間単位です。毎日毎日手形決済に走り回る。弁護士を雇って相手先を捜すと、不思議なことにもう弁護士の名前を聞いただけで相手はいなくなる。金利状況をさっと見てみますと、大体三回回せば金主に損はないんです。踏み込んでみても形も形もない。違法だということを知りながら、簡便で、百万で、利息は高いが担保なしと。

こういうことで、NHKの報道によると一番ひどい人は百件を超えてシステム金融をしたと。五十万から始まって十カ月足らずで最後は七十五万を超えてとうとう自己破産をかけた。

恐らく零細業者というのは商店街の中にもおられるんで、これは通産省の職分ではございませんけれども、ますますこういう悪徳業者が間隙を縫ってそういう暴利に走るといことが、既にこれはもうNHKで報道されておりますので、その点をひとつまたお考えの中にも入れておいていた

だいたらと思うわけであります。

○委員長(吉村剛太郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(吉村剛太郎君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

大規模小売店舗立地法案及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉村剛太郎君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉村剛太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十九分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、景気回復のための積極的な経済対策に関する請願(第二二八号)(第三三〇号)

第二二八号 平成十年四月十日受理

景気回復のための積極的な経済対策に関する請願
請願者 長野県下高井郡山ノ内町平穩二
二〇二 西山平四郎

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第三三〇号 平成十年四月十日受理

景気回復のための積極的な経済対策に関する請願
請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田

竜彦
紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願(第一五三三号)(第一五三四号)(第一五三五号)(第一五三六号)(第一五三七号)(第一五三八号)(第一五三九号)(第一五四〇号)(第一五四一号)(第一五四二号)(第一五四三号)(第一五四四号)(第一五四五号)(第一五四六号)

一、大店法の緩和反対、緊急規制強化に関する請願(第一五五四号)(第一五五五号)(第一五五六号)(第一五五七号)(第一五五八号)(第一五五九号)(第一五六〇号)(第一五六一号)(第一五六二号)(第一五六三号)(第一五六四号)(第一五六五号)(第一五六六号)(第一五六七号)

一、レコード・音楽用CD等の再販制度維持に関する請願(第一六一五号)

一、通商産業省諸機関の独立行政法人化、民営化、整理・統廃合反対、国民本位の通商産業政策実現に関する請願(第一六一〇号)

一、レコード・音楽用CD等の再販制度維持に関する請願(第一六一二号)

第一五三三号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区峰岡町一ノ三ノ
三 武山剛外二百七十名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三四号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願
請願者 新潟県新潟市東町二ノ三ノ一九
鈴木進外二百七十名

請願者 新潟県五泉市泉町二ノ三ノ一九
鈴木進外二百七十名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三五号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願
請願者 新潟市四ツ屋町三ノ五、一二八
橋正紀外二百七十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三六号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願
請願者 横浜市中区中央二ノ五三ノ四 込
山幸雄外二百七十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三七号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願
請願者 千葉県東金市川場一〇ノ一、〇三
七 小川敬治外二百七十名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三八号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願
請願者 新潟県新潟市東町三ノ一四ノ六
佐藤ハル外二百七十名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五三九号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願
請願者 新潟県新潟市東町三ノ一四ノ六
佐藤ハル外二百七十名

る請願

請願者 新潟市中山六ノ一六ノ一六 大坂

萬明外二百七十名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四〇号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市字磯草五二 菅原

国夫外二百七十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四一号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 川崎市幸区鹿島田五二 和氣智恵

外二百七十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四二号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市字浅根一一ノ一

小野寺定雄外二百七十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四三号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉五ノ二四ノ三二

松井繁外二百七十名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四四号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市十間坂一ノ三ノ

四三ノ三〇二 松塚キヨ子外二百

七十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四五号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 川崎市幸区北加瀬一ノ四ノ三二

高橋和男外二百七十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四六号 平成十年四月二十一日受理

中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願

請願者 千葉県松戸市松戸新田一九ノ二四

五十嵐英昭外二百七十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第一五四七号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡大潟町土底浜一、

五八〇ノ八 柳沢光男外三百十九

名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五四八号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 新潟県三条市大字下須領三、六一

一 野水陽朔外三百十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五五六号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 宮城県古川市沢田字南場一四ノ七

高見隆子外三百十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五五七号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 宮城県遠田郡田尻町沼部字金鑄神

二ノ三 伊藤利夫外三百十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五五八号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 宮城県本吉郡唐桑町字港一五〇ノ

二 伊藤進外三百十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五五九号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 宮城県遠田郡小牛田町牛飼字新町

五七 加川良一外三百十九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五六〇号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市字岩月第沢七六ノ

七 加藤喜美雄外三百十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五六一号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 宮城県塩竈市白菊町四ノ八 佐藤

(二通)

忠雄外九百十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五六二号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 仙台市泉区南光台六ノ二ノ二九

佐藤のり子外三百十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五六三号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 仙台市青葉区花京院二ノ一ノ四一

二〇二 渡邊洋美外三百十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五六四号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 新潟県見附市今町五ノ一九ノ三

浜田文子外三百十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五六五号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 新潟県新井市白山町一ノ一一ノ七

宮越英雄外三百二十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五六六号 平成十年四月二十二日受理

大店法の緩和と反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡栄町泉新田四六〇

森山伸吾外三百十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二五六七号 平成十年四月二十二日受理
大店法の緩和反対、緊急規制強化に関する請願

請願者 新潟県上越市五智五ノ七ノ六 横
山昌幸外三百十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二六一五号 平成十年四月二十三日受理
レコード・音楽用CD等の再販制度維持に関する
請願

請願者 横浜市青葉区榎が丘五三ノ一 富
塚勇外一万八名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第二六二〇号 平成十年四月二十三日受理
通商産業省諸機関の独立行政法人化、民営化、整
理・統廃合反対、国民本位の通商産業政策実現に
関する請願

請願者 茨城県つくば市東一ノ一ノ四 石
井明外四十三名

紹介議員 矢田部 理君

政府の行政改革の方針では、通商産業省の研究
機関、工業所有権総合情報館、製品評価技術セン
ターの独立行政法人化やアルコール専売、工業標
準実施部門の民営化、更には特許庁の実施庁化、
調査統計の一元化、研究機関の統廃合、地方支分
部の整理が進められようとしているが、各機関
の独立行政法人化、民営化、整理・統廃合は行政
の効率化にもつながらず、本来通産行政が持つて
いる行政責任を放棄することになりかねない。ま
た、独立行政法人化等は職員の雇用・労働条件を
悪化させ、業務に対する士気を減退させるだけで
はなく、行政の中立性、公平性を損なうおそれも
ある。一方、通産行政をめぐっては、個別産業振
興的政策、産業間所得配分の施策の撤退・縮小と
市場原理の尊重がうたわれ、中小企業保護的行
政・団体支援の行政の縮小が指摘されているが、

今日の長期にわたる構造的不況の下では、国民生
活の維持・向上や中小企業の保護・育成を重視し
た通商産業政策が求められる。

ついで、次の事項について実現を図られた
い。

一、通商産業省の諸機関の独立行政法人化、民営
化、整理・統廃合を行わないこと。

二、国民生活の維持・向上や中小企業の保護・育
成を重視した国民本位の通商産業政策を実現す
ること。

第二六二二号 平成十年四月二十三日受理
レコード・音楽用CD等の再販制度維持に関する
請願

請願者 東京都東久留米市学園町一ノ二三
ノ一〇 池口頌夫外九千九百九
十七名

紹介議員 畑 恵君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

五月八日左の請願は経済活性化及び中小企業対策
に関する特別委員会に付託替えされた。

一、中小企業の緊急支援等に関する請願(第二
四二二号)(第二六六号)(第五五三三三)

一、中小業者の仕事の確保するための緊急対策
に関する請願(第四五〇号)(第四五一号)(第
四五二号)(第四五三三三)(第四五四号)(第四五
五号)(第四五六号)(第四五七号)(第四五八
号)(第四五九号)(第四六〇号)(第四六一号)
(第四六二号)(第四六三三三)(第一五三三三)
(第一五三四号)(第一五三三三)(第一五三三三)
(第一五三七号)(第一五三八号)(第一五三三
九号)(第一五四〇号)(第一五四一号)(第一五
四二二号)(第一五四三三三)(第一五四四号)(第一
五四五号)(第一五四六号)

一、抜本的な不況対策に関する請願(第八一五号)

一、景気回復のための積極的な経済対策に関する
請願(第二二四四号)(第二二五六号)(第一

二八一号)(第一三三〇号)

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、中心市街地における市街地の整備改善及び
商業等の活性化の一体的推進に関する法律案
一、大規模小売店舗立地法案

中心市街地における市街地の整備改善及び商
業等の活性化の一体的推進に関する法律案
中心市街地における市街地の整備改善及び
商業等の活性化の一体的推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 市街地の整備改善等(第七条―第十五
条)

第三章 商業等の活性化のための特定事業等の
促進(第十六条―第三十六条)

第四章 雑則(第三十七条―第四十一条)
附則

第一章 総則

第一条 この法律は、都市の中心の市街地が地域
の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に
かんがみ、都市機能の増進及び経済活力の向上
を図ることが必要であると認められる中心市街
地について、地域における創意工夫を生かしつ
つ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一
体的に推進するための措置を講ずることによ
り、地域の振興及び秩序ある整備を図り、もっ
て国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に
寄与することを目的とする。

第二条 この法律による措置は、都市の中心の市
街地であって、次に掲げる要件に該当するもの
(以下「中心市街地」という。)について講じられ
るものとする。

一 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積
し、及び都市機能が相当程度集積しており、

その存在している市町村の中心としての役割
を果たしている市街地であること。

二 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況
等からみて、機能的な都市活動の確保又は経
済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそ
れがあると認められる市街地であること。

三 当該市街地において市街地の整備改善及び
商業等の活性化を一体的に推進することが、
当該市街地の存在する市町村及びその周辺の
地域の発展にとって有効かつ適切であると認
められること。

(施策における配慮)
第三条 国及び地方公共団体は、この法律に基づ
く施策の策定及び実施に当たっては、地域住民
等の理解と協力を得るとともに、民間事業者の
能力の活用を図るよう配慮し、その施策全般に
わたり、必要な施策を総合的かつ相互に連携を
図りつつ講ずるよう努めなければならない。

(定義)
第四条 この法律において「商業基盤施設」とは、
顧客その他の地域住民の利便の増進を図るため
の施設及び相当数の小売業の業務を行う者の業
務の円滑な実施を図るための施設をいい、「商
業施設」とは、小売業の業務を行う者の事業の
用に供される施設であって、商業基盤施設以外
のものをいう。

2 この法律において「都市型新事業」とは、中心
市街地に集まる一般消費者等の多様かつ高度な
需要に即応して、新商品の生産若しくは新役
務の提供又は商品の生産若しくは販売若しくは役
務の提供の方式の改善を行う次に掲げる事業で
あって、中心市街地における事業の構造の高度
化又は国民生活の利便の増進に寄与するものを
いう。

一 主として一般消費者の生活の用に供される
工業製品の製造又は加工の事業
二 役務をその媒体である物の提供を通じて提
供する事業
3 この法律において「中小企業者」とは、次の各

号の一に該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第二号から第五号までの一に該当するものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

4 この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業（次項に掲げるものを除く。第二十二条において「特定商業施設等整備事業」という。）

二 中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であつて、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業

三 食品（飲食料品（花きを含む。）のうち薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。以下この号において同じ。）の小売業の業務を行う者（以下この号において「食品小売業者」という。）又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、相当数の食品小売業者の店舗が集積する施設で、当該施設と一体的に駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。）を整備する事業で、中心市街地における食品の流通の円滑化に特に資するもの（第二十七条において「中心市街地食品流通円滑化事業」という。）

四 その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を経営する者が当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であつて、運輸省令で定めるもの

五 中心市街地における貨物の運送の効率化を図るために次に行う貨物の運送を併せて実施する事業（以下「貨物運送効率化事業」という。）

イ 特定の中心市街地から集貨された貨物の仕分又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分を専ら行うための次に掲げる施設であつて政令で定めるものを整備する事業

(1) 貨物の積卸しのための施設

(2) 上屋又は荷さばき場

(3) (1)又は(2)に掲げる施設に附帯する駐車

ロ イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は第一種利用運送事業（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第一種利用運送事業をいう。以下同じ。）であつて、運輸省令で定めるもの

六 電気通信業又は放送業（有線放送業を含む。）の用に供する施設であつて、中心市街地とその他の地域との間又は中心市街地の区域内における多様な電気通信を高度に行うための機能を有する共同利用施設（これと一体的に設置される展示施設、研修施設その他の電気通信のサービスの普及を図るための施設を含む。）の整備及び管理を行う事業（第三十一条において「中心市街地電気通信施設整備事業」という。）

5 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、第十九条第一項の認定構想推進事業者と共同で次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所屬員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業及び同項の認定構想推進事業者であつて次の各号に掲げる者が単独で実施する当該各号に定める事業をいう。

一 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第四条第一項に規定する商店街振興組合等、主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るために行う同項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

二 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第四条第二項に規定する事業協同組合等、主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集約して設置する同項の事業

三 事業協同組合又は事業協同小組合、中小小売商業者である組合員のための中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）に規定する共同店舗等（第六号において「共同店舗等」という。）の設置の事業

四 協業組合、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）に定める事業

五 二以上の中小小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続している会社を含む。）当該会社の店舗等（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）に規定する店舗等）をいう。次号において同じ。）の設置の事業

六 二以上の中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社、当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者（共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業）

七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）商店街の区域、団地又は建築物の内部に集約して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

（基本方針）

第五条 主務大臣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 中心市街地における市街地の整備改善及び

(地域振興整備公団)の業務の特例

一 基本計画において定められた土地区画整理事業(特定中心市街地の区域内において土地区画整理法第三条の三第二項の規定により行うものに限る。)又は市街地再開発事業(特定中心市街地の区域内において都市再開発法第二条の二第五項第二号の規定により行うものに限る。)と併せて行うことが必要であると認められる宅地の造成(特定中心市街地の区域内において行うものに限る。)と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合において当該施設を建設し、並びに当該施設を管理し、及び譲渡するもの。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてこれらの施設（イに掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。）の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

及び販売若しくは提供のための施設

二 特定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 公団は、前二項の業務のほか、前二項の業務及び公団法第十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第一項第一号に規定する宅地の造成と併せて行う事務所、店舗等の用に供する施設の建設並びに当該施設の管理及び譲渡

二 特定中心市街地における前項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三 前項の規定により公団が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場（以下この号において「工場等」という。）の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

四 中心市街地における市街地の整備改善並びに商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のために必要な調査

五 第一号から第三号までに掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における市街地の整備改善並びに商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

4 公団は、第二項第一号の出資を行おうとするときは、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（公団法の特例）

第九条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業

務」とあるのは、同項の業務並びに中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第八条第一項及び第二項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは、前項の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第三項の業務」と、同条第五項中「並びに同項第八号の業務」とあるのは、同項第八号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務」と、同条第六項中「同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務」とあるのは、同項第三号若しくは第四号の業務」と、同項第八号の業務及び中心市街地整備改善活性化法第十九条の二第二項中「及び同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務とあわせて行なうもの」とあるのは、同項第三号若しくは第四号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号若しくは第二号の業務で前条第一項第一号の業務と併せて行なうもの及び中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務と、公同法第二十条第一項中「第十九条第一項第二号又は第七号の業務」とあるのは、第十九条第一項第二号若しくは第七号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第二号及び第七号の業務」とあるのは、第十九条第一項第二号及び第七号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号の業務」と、公同法第二十四条の二中「第一号及び第二号の業務（以下「工業再配置業務」という。）」とあるのは「第一号及び第二号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第二項並びに第三項第二号及び第三号の業務に係るもの並びに同項第四号及び第五号の業務並びに第十九条の三

の規定による投資で商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進に係るもの（以下「工業再配置等業務」という。）と、公団法第二十五条第一項及び第三項中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十三条第一号中又は第二十六条の三とあるのは、第二十六条の三又は中心市街地整備改善活性化法第八条第四項と、公団法第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十三条の三中「この法律」とあるのは「この法律又は中心市街地整備改善活性化法」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定」と、同法第三十六条第一号中「この法律の規定（第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。）」とあるのは「この法律の規定（第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。）」及び中心市街地整備改善活性化法第八条第四項の規定」と、同法第三号中第十九条第一項及び第二項とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項から第三項まで」とする。

（中心市街地整備推進機構の指定）

第十条 市町村長は、公益法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（推進機構の業務）

第十一条 推進機構は、次に掲げる業務を行うもの

とする。

一 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 特定中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であつて建設省令で定めるものを基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。

三 特定中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四 中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第十二条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第十条第一項の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(情報の提供等)

第十三条 国及び関係地方公共団体は、推進機構

に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
(路外駐車場についての都市公園の占用の特例等)

第十四条 市町村は、基本計画において、駐車場法(昭和三十一年法律第五十六号)第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場(都市計画において定められた路外駐車場を除く。)の整備に関する事項を定めたときは、遅滞なく、同条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。

2 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要(以下この条において「特定駐車場事業概要」という)を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者(同法第五条第一項の公園管理者をいう。次項において同じ。)の同意を得なければならない。

3 前項の特定駐車場事業概要が定められた駐車場法第四条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による駐車場整備計画の公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占有が都市公園法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条の許可を与えるものとする。

(都市計画に基づく事業の推進)
第十五条 国及び地方公共団体は、都市計画法第七條第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針又は同法第十八條の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に従い、基本計画の達成に資するため、土地区画

整理事業又は市街地再開発事業の施行、道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 商業等の活性化のための特定事業等の促進

(特定事業計画の認定)

第十六条 基本計画に定められた特定事業を実施しようとする者(当該特定事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定事業者」という)は、当該特定事業に関する計画(以下「特定事業計画」という)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定事業計画を検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする。

3 特定事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定事業の目標
二 特定事業の内容
三 特定事業の実施時期
四 特定事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第五條第三項第二号の指針となるべき事項に照らして適切なものであること。
二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が当該特定事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 特定事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であつて当該貨物運送効率化事業が第一種利用運送事業に該当するときは、当該特定事業者が貨物運送取扱事業法第五條第一号から第三号までのいずれにも該当しないこと。

と。

5 主務大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(特定事業計画の変更等)

第十七条 前条第四項の認定を受けた者(その者の設立に係る同条第一項の法人を含む。以下「認定特定事業者」という)は、当該認定に係る特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定特定事業者が当該認定に係る特定事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という)に従つて特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小小売商業高度化事業構想の認定)

第十八条 商工会、商工会議所又は特定会社若しくは公益法人であつて政令で定める要件に該当するものその他中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわしい者として政令で定める者は、基本計画に中小小売商業高度化事業に係る事項が記載されている場合にあつては、当該中小小売商業高度化事業を当該者と共同で実施すると見込まれる者の意見を聴いた上で、当該中小小売商業高度化事業に関する総合的かつ基本的な構想(以下「中小小売商業高度化事業構想」という)を作成し、これを市町村に提出して、当該中小小売商業高度化事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

2 中小小売商業高度化事業構想には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定中心市街地における中小小売商業高度化事業の概要
二 前号の事業を実施することにより期待される効果

3 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小小売商業高度化事業構想が基本計画の内容に照らして適切なものであり、かつ、当該中小小売商業高度化事業構想に係る事業が実施可能であると認めるときは、その認定をするものとする。

4 市町村は、前項の規定による認定を行ったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(中小小売商業高度化事業構想の変更等)

第十九条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定構想推進事業者」という。)は、当該認定に係る中小小売商業高度化事業構想を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

2 市町村は、認定構想推進事業者が作成した当該認定に係る中小小売商業高度化事業構想(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。)に係る事業が、経済事情の変動その他情勢の推移により実施可能でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小小売商業高度化事業計画の認定)

第二十条 前条第二項の中小小売商業高度化事業構想に記載されている中小小売商業高度化事業を、認定構想推進事業者と共同で実施しようとする第四項第五項各号に掲げる者(同項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業業者とし、同項第六号に掲げる者にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業業者を、同項第七号に掲げる者にあつては特定会社を設立しようとする者を含む。)は認定構想推進事業者と共同で、単独で実施しようとする認定構想推進事業者は単独で、当該中小小売商業高度化事業に関する計画(以下「中小小売商業高度化事業計画」という。)を作成し、通商

産業大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行なわれなければならない。この場合において、市町村は、当該中小小売商業高度化事業計画を検討し、意見を付して、通商産業大臣に送付するものとする。

3 中小小売商業高度化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 中小小売商業高度化事業の目標及び内容
- 二 中小小売商業高度化事業の実施時期
- 三 中小小売商業高度化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 通商産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小小売商業高度化事業計画が基本方針のうち第五項第三項第二号の指針となるべき事項の内容に照らして適切なものであること、当該中小小売商業高度化事業計画に係る中小小売商業高度化事業が確実に実施される見込みがあることその他法令で定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

5 通商産業大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

(中小小売商業高度化事業計画の変更等)

第二十一条 前条第四項の認定を受けた者(以下「認定中小小売商業高度化事業者」という。)は、当該認定に係る中小小売商業高度化事業計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認定を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、認定中小小売商業高度化事業者が作成した当該認定に係る中小小売商業高度化事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。)に従つて中小小売商業高度化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一

項の認定について準用する。

(産業基盤整備基金の行う商業活性化推進業務)

第二十二条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化を促進するため、次の業務を行う。

- 一 認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 二 日本開発銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関(以下この号において「日本開発銀行等」という。)が行う認定特定事業計画に従つて行う特定商業施設等整備事業に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。
- 三 展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業及び研修その他の小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する事業であつて、特定中心市街地における商業の活性化に資するものに必要な資金の出資を行うこと。

四 特定中心市街地における商業の活性化に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(中心市街地商業活性化推進資金)

第二十三条 基金は、前条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、中心市街地商業活性化推進資金を設け、同号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行から出資された金額をもつてこれに充てなければならない。

2 基金は、中心市街地商業活性化推進資金に係る経理については、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号。以下「特定商業集積整備法」という。)第十一

条第一項に規定する特別勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 中心市街地商業活性化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、中心市街地商業活性化推進資金に充てるものとする。

(特定施設整備法等の特例)

第二十四条 第二十二條の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額並びに中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)第二十二條第二号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行から出資された金額を除く。」と、特定施設整備法第四十一條第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第五十一條中「この法律」とあるのは「この法律及び中心市街地整備改善活性化法」と、特定施設整備法第五十二條第二項並びに第五十三條第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は中心市街地整備改善活性化法」と、特定施設整備法第五十五條第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「政令で定めるところにより、当該残余財産のうち、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第十一條第一項に規定する特別勘定(以下「特別勘定」という。)に属する額に相当する額を特別勘定に係る各出資者に、特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者に対し」と、特定施設整備法第六十三條第三号中「第四十條第一項」とあるのは「第四十條第一項及び中心市街地整備改善活性化法第二十二條」とし、特定商業集積整備法第十一條第一項中「第九條第一号及び第三号に掲げる業務並びに

これらに附帯する業務とあるのは、第九條第一

号及び第三号に掲げる業務並びに中心市街地にお

ける市街地の整備改善及び商業等の活性化の一

体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改

善活性化法」という。）第二十二條第一号、第

二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附

帯する業務」と、同条第四項及び第五項中「第九

條第一号に掲げる業務並びに同条第三号に掲げ

る業務及びこれに附帯する業務」とあるのは、第

九條第一号に掲げる業務並びに同条第三号に掲

げる業務及びこれに附帯する業務並びに中心市

街地整備改善活性化法第二十二條第一号に掲げ

る業務並びに同条第二号及び第四号に掲げる業

務並びにこれらに附帯する業務」と、特定商業

集積整備法第十二條第一項中「第九條第一号に

掲げる業務」とあるのは、「第九條第一号に掲げ

る業務及び中心市街地整備改善活性化法第二十二

條第一号に掲げる業務」と、特定商業集積整備

法第十二條の二第二項中「第九條第三号に掲げ

る業務及びこれに附帯する業務」とあるのは、「第

九條第三号に掲げる業務及び中心市街地整備改

善活性化法第二十二條第四号に掲げる業務並び

にこれらに附帯する業務」とし、特定新規事業

実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九

号）第六條の三第三項中「第八條第一号に掲げ

る業務及びこれに附帯する業務」とあるのは、「第

六條第二号に掲げる業務及び中心市街地におけ

る市街地の整備改善及び商業等の活性化の一

体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改

善活性化法」という。）第二十二條第三号に掲げ

る業務並びにこれらに附帯する業務」と、同法第六

條の四第一項中「第六條第二号に掲げる業務」と

あるのは、「第六條第二号に掲げる業務及び中心

市街地整備改善活性化法第二十二條第三号に掲

げる業務」と、「第六條の二の規定により政府が

出資した額」とあるのは、「第六條の二の規定によ

り政府が出資した額及び中心市街地整備改善活

出資された額」とする。

（中小企業近代化資金等助成法の特例）

第二十五條 中小企業近代化資金等助成法（昭和

三十一年法律第百十五号）第三條第一項に規定

する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る

貸付金であつて、認定中小売商業高度化事業

計画に基づき設置される設備に係るものについ

ては、同法第五條の規定にかかわらず、その償

還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定め

る期間とする。

（中小企業信用保険法の特例）

第二十六條 中小企業信用保険法（昭和二十五年

法律第百六十四号）第三條第一項に規定する

普通保険（以下この条において「普通保険」とい

う。）同法第三條の二第二項に規定する無担保

保険（以下この条において「無担保保険」とい

う。）又は同法第三條の三第一項に規定する特別

第三條第一項

第三條の二第一

項及び第三條の

第三項

第三條の二第二

項及び第三條の

第三項

第三條の二第二

項及び第三條の

第三項

第三條の二第二

項及び第三條の

第三項

第三條の二第二

項及び第三條の

第三項

第三條の二第二

項及び第三條の

第三項

第三條の二第二

小口保険（以下この条において「特別小口保険」

という。）の保険関係であつて、中心市街地商業

等活性化関連保証（同法第三條第一項、第三條

の二第二項又は第三條の三第一項に規定する債

務の保証であつて、認定特定事業計画に基づく

第四條第四項第二号に掲げる特定事業（特定会

社又は公益法人が当該特定事業を実施する場合

にあつては、当該特定会社又は当該公益法人が

自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を

整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係

るもの又は認定中小売商業高度化事業計画に

基づく同法第五項第一号から第六号までに掲げ

る中小売商業高度化事業の実施に必要な資金

に係るものをいう。以下この条において同じ。）

を受けた中小企業者に係るものについての次の

表の上欄に掲げる同法の規定の適用について

は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句

は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	第三條の二第一	第三條の二第二	第三條の二第二
合計額が	合計額が	合計額が	合計額が
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一	中心市街地商業等活性化関連保証に係る保険関係の保険価額の	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証（とに、そ	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証（とに、そ
体的推進に関する法律第二十六條第一項に規定する中心市街地	合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	れぞれ当該保証をした	れぞれ当該保証をした
商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保	險関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証（とに、そ	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証（とに、そ
証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保	險関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	れぞれ当該保証をした	れぞれ当該保証をした
險関係の保険価額の合計額とがそれぞれ			

条、第三條の二及び第四條から第八條までの規

定を適用する。この場合において、同法第三條

第一項及び第三條の二第二項の規定の適用につ

いては、これらの規定中「借入れ」とあるのは、

「中心市街地における市街地の整備改善及び商

業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十

六條第二項に規定する認定中小売商業高度化

支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とす

る。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつ

て、中心市街地商業等活性化支援関連保証（中

小企業信用保険法第三條第一項又は第三條の二

第一項に規定する債務の保証であつて、特定会

社又は前項の公益法人が行う認定中小売商業

高度化支援等事業（特定会社又は公益法人が当

該認定中小売商業高度化支援等事業を実施す

る場合にあつては、当該特定会社又は当該公益

法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する

施設を整備する事業を除く。）の実施に必要な資

金に係るものをいう。以下この条において同

じ。）を受けた者に係るものについての中小企業

信用保険法第三條第一項並びに第三條の二第一

項及び第三項の規定の適用については、同法第

三條第一項中「一億円」とあるのは「四億円（中

心市街地における市街地の整備改善及び商業等

の活性化の一體的推進に関する法律第二十六條第

二項に規定する認定中小売商業高度化支援等

事業に必要な資金（以下「中心市街地商業等活

性化支援資金」という。）以外の資金に係る債務の

保証に係る保険関係については、「一億円」と、

同法第三條の二第一項及び第三項中「三千五百

万円」とあるのは「七千万円（中心市街地商業等

活性化支援資金以外の資金に係る債務の保証に

係る保険関係については、三千五百万円」とす

る。

4 普通保険の保険関係であつて、中心市街地商

業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活

定する業務（以下「研究開発出資業務等」という。）と、機構法第三十二條、第三十三條の二、第三十五條、第三十八條及び第四十三條第一項第二号中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務等」と、機構法第三十八條中「研究開発出資業務等」と、機構法第三十八條中

「この法律」とあるのは「この法律及び中心市街地整備改善活性化法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は中心市街地整備改善活性化法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第二十五条の規定による認可（研究開発出資業務）」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可（両出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。）」、第二十八条第二項の規定による認可（研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。）」、第三十一条若しくは第二十五条の規定による認可（研究開発出資業務等）」と、同条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「この法律による認可又は第二十九条第一項の規定による認可（中心市街地整備改善活性化法第三十一条に規定する業務に係るものを除く。）」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分（中心市街地整備改善活性化法第三十一条に規定する業務に係る部分を除く。）」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び中心市街地整備改善活性化法第三十一条」とする。

（課税の特例）

第三十三条 認定特定事業計画に従って第四条第四項第一号、第五号若しくは第六号に掲げる特定事業を実施しようとする者又は認定中小小売商業高度化事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施しようとする者が、当該認定特定事業計画又は当該認定中小小売商業高度化事業計画に従って取得し、又は建設した建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十八号）で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第三十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六條第二項の規定により、自治省

令で定める地方公共団体が、認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業基盤施設のうち自治省令で定めるものを設置した者について、当該商業基盤施設の設置の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該商業基盤施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限定する。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（指導及び助言）

第三十五条 国及び地方公共団体は、認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第三十六条 主務大臣は、認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、特定事業及び中小小売商業高度化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四章 雑則

（地方債についての配慮）

第三十七条 地方公共団体が基本計画を達成する

ために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（資金の確保）

第三十八条 国及び地方公共団体は、その財政収支の状況を踏まえつつ、基本計画の達成に資する施設の整備その他の事業に必要な資金の確保に努めなければならない。

（主務大臣）

第三十九条 第五条第一項及び第四項から第六項までにおける主務大臣は、基本方針のうち、同条第三項第一号に掲げる事業に係る部分については運輸大臣及び建設大臣、同号に掲げる事業に係る部分については郵政大臣、同項第二号に掲げる事項のうち、特定事業に係る部分については当該特定事業を所管する大臣、中小小売商業高度化事業に係る部分については通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。

2 第六条第六項における主務大臣は、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。ただし、基本計画に次の各号に掲げる事項が定められている場合においては、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣並びに当該各号に定める大臣とする。

一 第六条第三項第一号に掲げる事業に関する事項 運輸大臣及び建設大臣

二 第六条第三項第一号に掲げる事業に関する事項 郵政大臣

三 特定事業に関する事項 当該特定事業を所管する大臣

3 第六条第七項における主務大臣は、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。ただし、基本計画に次の各号に掲げる事項が定められている場合においては、当該事項については当該各号に定める大臣、その他の事項については通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。

一 第六条第三項第一号に掲げる事業に関する事項 運輸大臣及び建設大臣

二 第六条第三項第二号に掲げる事業に関する事項 郵政大臣

三 特定事業に関する事項 当該特定事業を所管する大臣

四 中小小売商業高度化事業に関する事項 通商産業大臣

4 第十六条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第十七条第一項及び第二項における主務大臣は、特定事業計画に係る特定事業を所管する大臣とする。

5 第三十六条における主務大臣は、特定事業に係る報告については当該特定事業を所管する大臣、中小小売商業高度化事業に係る報告については通商産業大臣とする。

（権限の委任）

第四十条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（罰則）

第四十一条 第三十八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（基金の持分の払戻しの禁止の特例）

第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたとき

は、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

第四条 日本開発銀行は、基金が第二十二條第二号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、日本開発銀行法(昭和二十八年法律第八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。附則第四条第一項の規定により行いう出資」と、同法第五十一條第二号中「場合」とあるのは「場合及び中心市街地整備改善活性化法附則第四条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに中心市街地整備改善活性化法附則第四条第一項の規定による出資」とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第五条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項中「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成しているものを「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設

設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している区域

二 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において現に地域社会の中心となつていて都市で政令で定めるものの区域内の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第七条第一項の特定中心市街地の区域

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第六条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「限り、ホに掲げる土地にあつては被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものを」とを削り、同号ホ中「土地」の下に「被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものを」とを加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 現に地域社会の中心となつていて都市

(その中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第二

二条の中心市街地について同法第六条第一項の基本計画が作成されたものに限る。)

で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地(同法第七条第一項の特定中心市街地の区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。)

第一条第二項を次のように改める。

2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸

付けを行うときは、当該地方公共団体に對し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百十六條第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構に對する同法第百十七條第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に對する同法第十一条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該當するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

成十年法律第七号)第七条第一項の特定中心市街地の区域

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第八条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第九条第一号に掲げる業務及びこれに」を「第九条第一号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに」に改め、同条第四項及び第五項中「業務」の下に「並びに同条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」を加える。

第十二条の次に次の二条を加える。

(特定商業集積推進資金)

第十二条の二 基金は、第九条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關して、特定商業集積推進資金を設けるものとする。

2 基金は、特定商業集積推進資金に係る経理については、特別勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、前条第二項の規定にかかわらず、第十一条第二項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において特定商業集積推進資金に充てるものとする。

4 特定商業集積推進資金の運用によつて生じた利子その他該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、特定商業集積推進資金に充てるものとする。

第十三条第一項中「とし、特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは、第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第九條第三号に掲げる業務」とを削り、同条第二項中「前二条を前二條」に改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第九条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十

八号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二十五号に次のように加える。

セ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)

(農林水産省設置法の一部改正)

第十條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中第八十六号の五を第八十六号の六とし、第八十六号の二から第八十六号の四までを一号ずつ繰り下げ、第八十六号の次に次の一号を加える。

八十六の二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを處理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十一号の二の次に次の一号を加える。

三十一の三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に關すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に關すること。

第四條第一項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律(平成十年法律第 号)の施行に關すること。

る法律の規定に基づき、基本方針を定め、及び特定事業計画を認定すること。

第四十條第一項中第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく特定事業計画の認定に關すること。

(郵政省設置法の一部改正)

第十三條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中第七十五号を第七十六号とし、第七十二号から第七十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七十一号の次に次の一号を加える。

七十一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に關すること。

第五條中第二十二号の二十六を第二十二号の二十七とし、第二十二号の二十五を第二十二号の二十六とし、第二十二号の二十四を第二十二号の二十五とし、第二十二号の二十三の次に次の一号を加える。

二十二の二十四 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律の定めるところに従い、基本方針を定め、及び特定事業計画の認定をすること。

第六條第五項中「第七十四号」を「第七十五号」に改め、同條第六項中「第七十一号」を「第七十二号」に、「第七十三号及び第七十四号」を「第七十四号及び第七十五号」に改め、同條第八項中「第七十五号」を「第七十六号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第十四條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第十一号中「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に關する法律(平成九年法律第四十九号)」を、「密集市街地における防

災街区の整備の促進に關する法律(平成九年法律第四十九号)及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律(平成十年法律第 号)」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十五條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号の九の次に次の一号を加える。

三の十 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律(平成十年法律第 号)の施行に關する事務を行うこと。

第五條第三号の八の次に次の一号を加える。

三の九 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律に基づき、基本方針を定めること。

大規模小売店舗立地法案
大規模小売店舗立地法

(目的)
第一条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関する、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物(一の建物として政令で定めるものを含む。)であつて、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

(基準面積)

第三條 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

(指針)
第四條 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に關する指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

二 大規模小売店舗の施設(店舗及びこれに附屬する施設で通商産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の配置及び運営方法に關する事項であつて、次に掲げるものの

イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(大規模小売店舗の新設に關する届出等)
第五條 大規模小売店舗の新設(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の

用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。を定める者(小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の施設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部の施設をする者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ)は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県(以下単に「都道府県」という。)に届け出なければならない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三 大規模小売店舗の新設をする日
四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であつて、通商産業省令で定めるもの

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、通商産業省令で定めるもの
二 前項の規定による届出には、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

三 都道府県は、第一項の規定による届出があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から四月間縦覧に供しなければならない。

四 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

(変更の届出)
第六条 前条第一項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があつたと

きは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

二 前条第一項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める変更については、この限りでない。

三 前条第二項の規定は前項の規定による届出に、同条第三項の規定は前二項の規定による届出について準用する。

四 前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第二項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行つてはならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第三条第一項の基準面積(同条第二項の規定により他の基準面積が定められた区域にあつては、当該他の基準面積)以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。

六 都道府県は、前項の規定による届出があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(説明会の開催等)
第七条 第五条第一項又は前条第二項の規定による届出(同条第四項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ)をした者は、通商産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から二月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村(以下単に「市町村」という。)内において、当該届出及び第五条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の添付書類(第四項において「届出等」という。)の内容を周知させるための説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催しなければならない。

二 前項の規定により説明会を開催する者(以下この条において「説明会開催者」という。)は、その開催を予定する日時及び場所を定め、通商産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

三 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。

四 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であつて通商産業省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、通商産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。

五 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(都道府県の意見等)
第八条 都道府県は、第五条第三項(第六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ)の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。

二 第五条第三項の規定による公告があつたときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

三 都道府県は、通商産業省令で定めるところにより、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

四 都道府県は、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出があつた日から八月以内に、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見に配意し、及び指針を勘案しつつ、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

五 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第五条第四項及び第六条第四項の規定は、適用しない。

六 都道府県は、通商産業省令で定めるところにより、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

七 第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。

八 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

九 第四項の規定により意見が述べられた場合には、第五条第四項又は第六条第四項の規定にかかわらず、第五条第一項の規定による届出又は同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第六条第二項の規定による届出をした者は、第七項の規定による届出又は通知の日から二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出に係る変更を行つてはならない。

十 第六条の規定は、第七項の規定による届出に

ついで、これを適用しない。

(都道府県の勧告等)

第九條 都道府県は、前条第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勧案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者に對し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。

3 都道府県は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、通商産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。

4 都道府県から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。

5 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

6 第六條の規定は、第四項の規定による届出については、これを適用しない。

7 都道府県は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(生活環境の保持の配慮)

第十條 第五条第一項、第六條第二項、第八條第七項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小

売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

2 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(承継)

第十一條 第五条第一項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による届出、第八條第七項の規定による届出若しくは通知又は第九條第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

2 第五条第一項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による届出、第八條第七項の規定による届出若しくは通知又は第九條第四項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条第一項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による届出、第八條第七項の規定による届出若しくは通知又は第九條第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

(関係行政機関の協力)

第十二條 都道府県は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、協力を求めることができる。

(地方公共団体の施策)

第十三條 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

る。

(報告の徴収)

第十四條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

(大都市の特例)

第十五條 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)において、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(経過措置)

第十六條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十七條 次の各号の一に該當する者は、百万円以下の罰金に處する。

一 第五条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同条第二項(第六條第三項、第八條第八項及び第九條第五項において準用する場合を含む。)の添付書類であつて、虚偽の記載のあるものを提出し

た者

二 第六條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者

三 第八條第七項又は第九條第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第十八條 第五条第四項、第六條第四項又は第八條第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に處する。

第十九條 第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に處する。

第二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第二十一條 第六條第一項若しくは第五項又は第十一條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に處する。

附 則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律の廃止)
第二條 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律(昭和四十八年法律第九号)は、廃止する。

(輸入品専門売場の設置に關する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律の特例に關する法律の廃止)
第三條 輸入品専門売場の設置に關する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律の特例に關する法律(平成三年法律第八十一号)は、廃止する。

(経過措置)

第四條 この法律の施行前にされた附則第二條の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧法」という。）第三條第二項若しくは第三項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第五條第一項、第六條第一項若しくは第二項若しくは第九條第一項から第三項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

第五條 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であつてこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五條第一項又は第六條第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をする）により店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの（をしようとするときは、その旨及び第五條第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。）

2 旧法第三條第二項又は第三項の規定による公示に係る建物であつて、この法律の施行前に旧法第五條第一項又は第六條第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五條第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五

條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であつて前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第六條第二項の規定による届出とみなす。

5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第六條第一項及び第二項、第十條第一項並びに第十一條の規定の適用については、第五條第一項の規定による届出とみなす。

第六條 前條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七條 この法律の施行前にした行為及び附則第四條の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八條 附則第四條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（小売業調整特別措置法の一部改正）
第九條 小売業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十四條の二第二項中「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第二條第二項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」と

いう。）において行われるものを除く。」を削る。

第十六條の二第二項中「大規模小売店舗において行われるものを除く。」を削る。

第十七條中「及び大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の中小小売商との間に生じたものを削る。」

第十八條の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の施策）
第十八條の二 地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

（割賦販売法の一部改正）
第十條 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五條第三項中「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第二條第三項に規定する第一種大規模小売店舗において小売業を営む者又は」を削る。

（通商産業省設置法の一部改正）
第十一條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二十号を次のように改める。
二十 削除

第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正
三 二 平田健二君で 平田健二でい
「二」がいます。 います。

平成十年五月十二日印刷

平成十年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局